

第九十六回 参議院内閣委員会会議録 第五号

昭和五十七年四月一日(木曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事

要君

遠藤

朝雄君

伊江

林

片岡

柄谷

道一君

勝治君

板垣

岡田

源田

竹内

堀江

野田

山崎

中尾

峯山

安武

正夫君

廣君

実君

潔君

正義君

辰義君

昭範君

洋子君

角田禮次郎君

新井弘一君

石崎昭君

上野隆史君

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

和田 裕君

吉野 実君

森山 武君

伊藤 参午君

松田 慶文君

都甲 岳洋君

美野輪俊三君

門田 省三君

鈴木 源三君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合局長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛厅衛生局長

防衛厅人事教育局長

防衛厅装備局長

防衛厅経理局長

防衛厅長官官房長

富田 泉君

畠田

夏目 晴雄君

塩田 章君

佐々 淳行君

本田 正君

矢崎 新二君

目標として防衛力の整備を行つてきておるということでございます。その周辺海域を超える部分につきましては一般的に米側に依存するという従来の態度は、政府いたしましては全然変わつていません。

○塩江正夫君 総理が五月にアメリカで首脳会談をやられた後、日米共同声明を出されました。その後でニューヨークのナショナル・プレスクラブで講演をし、記者会見をやらされました。そのときに共同声明の中では、周辺の海空域の防衛をやりますと、こういうことを約束をしておられます。

また演説の中では、やはりシーレーン一千海里程度これをやるんだと、こういうことを言っておられます。このことは、予算委員会の総括質問の同僚議員の質問に対してもはつきり総理が答えておられます。

そうしますと、これは周辺海域数百海里それからシーレーン一千海里程度を守る防衛力を整備をするんだといふ防衛庁、政府の考え方であると、もう一度確認をします。

○政府委員(塩田章君) 従来の政府の考え方を總理がお述べになつたものでございます。

○塩江正夫君 そうしますと、今度新聞で伝えられておりますところのワインバーガー長官の一千万海里シーレーンの防衛能力の向上という要請は、大筋において從来の政府、総理のお考えを受けて要請したものだと、こう考えてよろしくうござりますね。

○政府委員(塩田章君) 私どももそのように理解をいたしております。

○塩江正夫君 前々から一千海里、周辺海域数百海里と言つておられます。ところが計画大綱の水準を見ますと、そういう数字はどこにも出てまいりません。はるかにはるかに低いところでござります。それに対して、いやいや一千海里、数百海里の海空防衛というものを念頭に置いて計画大綱はつくったんだと、こう言われておりますが、これはそのとおりですか。

○政府委員(塩田章君) そのとおりでございま

す。

○塩江正夫君 そうしますと、計画大綱の水準と

いうのはとても千海里のシーレーン防護なんかができるはずがない。数百海里の周辺海空域の防衛もできるはずはない。にもかかわらず千海里だ、あるいは数百海里だということをいやしくも日本は首脳会談の共同声明で言われる。アメリカのナショナル・プレスクラブの講演でもこういうことを総理が言われる。ついぶん先の先の話ですね。大体いつごろまでにそれはやろうというお考えがあつて言つておられるんですか。

○政府委員(塩田章君) 防衛計画の大綱の水準を達成したいといふことにつきましては、御承知の

よう、現在やつております五六中業で大綱を達成することを基本にして作業をしておるということは、昨年来申し上げておるところでございま

す。

○政府委員(塩田章君) 防衛計画の大綱の水準を達成しても、周辺海域は百海里から二百海里ある

いは太平洋側においては三百海里の対潜哨戒能力

を持つだけなんだ、こういうことです。そうす

ると、シーレーンの千海里とか周辺海域五百海里

とは全く関係ないじゃないですか。しかも、それが六十二年度に仮に達成できたとしても、実際に

その能力を持つるのは何年ですか。一九八〇年代

を過ぎて九〇年代に入るんじゃないですか。そ

なると、千海里だ、あるいは五百海里だというの

は一つのことですか。夢のまた夢じゃないんです

か。

○政府委員(塩田章君) 五六中業は六十二年まで

おるということは、先ほど申し上げたとおりであります。

○塩江正夫君 それじゃ念頭に置いてというのは、どういうことですか、願望ですか。いや、そうじやなくて、それだけのことをやっておればある程度は千海里もやれるということなんですか。

○政府委員(塩田章君) 大変お答えのしにくいところでございますけれども、単なる願望ではなくて、ある程度のことは、相当程度のことはできる

ということをもくろんだものでございます。

○塩江正夫君 ある程度というのはどういう程度ですか。

○政府委員(塩田章君) もしそのお尋ねが、数字

でもって、何かパーセントみたいなもので示せといふお尋ねであれば、パーセントでもって何パーセント程度のことができるというふうにお答えす

ることは困難であります。

○塩江正夫君 私は、本当を言いますと、ふざけていると思ふんですよ。従来は、千海里と言つた

ら行動範囲だというようなことを言つておられま

すね。行動範囲というのはそもそも何だ。それは足があるんですから、それだけの足を持つている

こととと実際には防衛任務を達成できるといふことは違つ、全く違つ。

しかし、はつきりと総理も防衛庁も千海里の

シーレーンの防衛をやります、守りますと、こう

言つておられるんです。数百海里の海空の防衛も

やりますと、こう言つておるんですね。大変差が

ありますね。私はもつとその辺ははつきりと国民

に示してもらわなきゃいけないと思います。また、そういうやれもしないようなことを国際政治

の場で約束するなんというの私はとんでもないことじゃないかと思いますね。もつと本当に必要な努力をすべきじゃないんです

ことはよくわかりますが、われわれは、海上自衛隊がシーレーン防衛の任務を受けた場合にどの程度の範囲まで行動できる能力があるか、一千海里程度は行動し得る能力を持ちたいということで整備をしておるということを申し上げておるわけですが、いかということでございますが、それは、私どもいたしましては、現時点において何をおこなうことをもくろんだものでございます。

○政府委員(塩田章君) 大変お答えのしにくいところでございますけれども、単なる願望ではなくて、ある程度のことは、相当程度のことはできる

ことがあります。そこで努力をいたしておるわけであります。

○塩江正夫君 もつともっと突っ込みたいですが、私三十分しかないんですね。そこで、後まことに局地的ちょっと触れますが、五六中業の問題について入ります。

現在の情勢下、日本が果たさなければならない責任というのは、わが国に対する侵略を確実に抑止をしなければならない、同時に、さらに局地的な寄与力を高めて西側全般としての平和確保の体制強化に貢献をする、ここにあると思います。そのためには、これはもう皆さん言つておるところ

であります、平時計画である計画大綱の水準ではもちろん問題にならない。これはもう防衛庁だけつて認めざるを得ないだろうと思われます。心ある国民はみんなそう思つています。速やかに見直しを行うことが必要なんです。同時に、その整備の時期を早めなければならぬ。いずれにせよ、画期的な防衛努力というものが現在日本の政治が取り上げなければならない最高、最大、最優先の政治課題なんだ、私はこう信じております。政

府は、しかし頑強にみずから平時の計画だと言つておるところの計画大綱の水準に固執をされてお

る。もう私にとってはどうしても不可解でよくわからぬわけですが、しかしこういうことは百歩、千歩

譲つて、この計画大綱達成の五六中業の問題について質問をしたい、こう思うわけです。

その第一は、総理も、五六中業の第一年度を五

十八年度にするんだということについては、その

ようにはつきり決心をしておられますかどうですか、それもまず確認したいと思います。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 総理もそういう御決心と承つております。

○堀江正夫君 そうしますと、私はまずほつとし
こつけだす。どうも皆聞いちゃね誰音が云うか

たれいです。どうもお問い合わせの篠音が仕事でわざわざお見えになつて、お忙しい中お話をうながしていただき、心から感謝いたしております。これが五十八年度第一年度といふことにならない、五六中業の作成がおくれるといふことにならぬことは、それはもうとんでもないことに、国際的にも対米上から見ても。こう思つておりますが、それでひとまず安心いたわけですが、それでは、そのためには当然作業上の時期的なリミットがある。また防衛廳案を決定するまでには、当然大蔵省初めいろいろと調整をしなければならない。そうなりますと防衛廳の提案は、私の経験なり何なりからしますと、各幕の作業期間、概算要求の序内審議もござりますね。そうすると四月中、遅くも五月初めにはできておりません。現在の進捗状況、今後の見通しはいかがでありますか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 御指摘のよう、十八年度の予算概算要要求に間に合うように目下五六中業の作成に全力を挙げておるところでござります。なお一層の御支援を賜りたいと思います。

○堀江正夫君 それもひとつ安心をしましたが、しかし問題は、この素案の作成に当たつて防衛省は非常に困つておられるんじやないか、苦心をしておられるだろうと、こう私は十分に理解をしております。というのは、国防会議では、六十二年一度に計画大綱の水準を達成することを基本にして作業していくと、こう言われておる。ところが一方において、総理はG.N.P.の一兆を超える考え方などはないと、こう言っておられる。全く矛盾しておるわけですね。しかし常識的に考えてみましても、現在のこの防衛力の整備のレベルで整備を進めしていく、このように仮定してみましても、五十九年度には一%の問題は必ず出てくるだろうと思ひますね、五十九年度ですよ。まして、現在の

経済成長の低迷、こういうようなこととか現在の世界情勢、これを考えてみますと、一層の問題はどうしたって避けて通れないじゃないか、このよう思つてはならない、つけです。

ところが、総括質問における栗林議員の質問に對して、長官は「いろいろ苦心しておられた」と

は——お答えになりませんけれども、そういうことでござりますので、御了承を賜りたいと思うわけでございます。

○堀江正夫君 その防衛庁の現在の立場もよくわかるわけですが、しかし現実的に作業しておられるわけですね。しかし、迷いながらやつておられるんだろうと思ひますよ。

る。これらをまずははつきりと政治に認識をしてもうべきではないか、そうしなきゃシビリアンコントロールの筋は通せないじゃないか、こう思うわけなんですね。

そこで、この二案、これはもうもちろん一々細部まで積み上げて比較をするといったような事務的な余裕はないでしよう。私はそんなような作業は必要じゃないと思います。政治に必要なのは、概貌が大観できる、それによつて判断ができると

いう程度でいいんじゃないのか。したがって、大きく言つてこの二案のどちらに沿つてやるかということをまず総理や国防会議でもつて決断をしてもうということが現段階においては一番優先するんじゃないのか、そうしなければ防衛庁としての責任は果たせないじゃないか、作業もできないじゃないか、こう私は思ふんですけども、いかがで

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 政治が優先し、またシビリアンコントロールをあくまでも貫かなれりやならぬと、ということは全く同意さしていただきわけでございますけれども、また、そのことを防衛庁長官としての最大の使命と心得て不敏ながらやられて、いただいておりますけれども、いま説く御

指摘がございました、水準を達成するということと一%の枠内でやるということ、そういう二案というような御指摘がございましたけれども、私も先ほどから申し上げておりますとおり、その二つの考え方を、現時点において、また財政その他諸般の事情、制約の中にこの時点でまとめられるベスト・ペースな策をどうやってつくり上げるかに

ハタクが来るがやつてくらむかといふことで懲心をしているわけでございまして、もちろんそういうようなことのまとめ方の段階において総理なりそういう方々の御意見を承る機会もあろうと思ひますけれども、防衛庁の自主的な判断において一つの案をまとめて、その後で国防会議で決断をしてもらわなければならぬというふうに思つておるわけでございます。

○堀江正夫君 そうしますと、この前の質問に対しても、G.N.P.が流動的でまだわからないとかい

いろんな不安定な要素があるんだ、こういうことではございましたね。確かにそうでしょう。しかし、これはもう五十八年度を第一年度にするということになりますと、とても一つの想定を置かなければできる問題ではないわけです。そういうようないろんな想定については当然ある節度を設けてやるということであるならば、私は防衛庁は本当に、はつきり言いますときわめて不満足なものになると思いますね。それで、計画大綱でもって平時の計画としては万全なんだ、それを基調にしてすぐいざという場合に対応できるようなものに踏み出すことができるんだというのには私はとてものことにならないだろうと思うんです、防衛庁だけがとつおいつ思つてつくったのでは。ですから、重ねて言いますけれども、私は自分の若いときのこういうものにタッチした経験から見ましても、政府に本当に決断すべきものは決断してもらわなきゃならないんです、政治に。それをやらないで防衛庁が防衛庁サイドだけで考えてやる。でき上がればそれがもとになるわけです。その前の段階を防衛庁はやっぱりやるべきじゃないかと思いますが、重ねて私は意見を申し上げるわけです。

する思想を出されたんだと、こう言われておりま
す。どのくらいの経費でやるかということにもよ
るわけでありますから、この海空重視というのは、
これは正面だけなのか、あるいは後方も含めて考
えられるつもりなのか。その場合に陸のウエー
ト、これは陸の役割については防衛白書なんか
でも非常にはつきりと書いておられますね。これ
をどのように考えておられるのか。さらに則應態
勢、繼戦能力、抗堪性、これをどのように位置づ
けようとしておられるのか、この辺を最後に承っ
て、私の質問を終わらうと思います。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) これまで御道詣の深
い先生に対する答弁で恐縮でございますけれど
も、やはり防衛というのは正面、後方、さらには
国民皆様の方の防衛に対する幅広い、また強力な御
支持がなければ、本当の意味での防衛というものは
は全うされないわけでございます。そういうよう
な諸般の事情を十分かみ合わせたバランスのとれ
た防衛力と、いうものをつくり上げることが最大の
目標でございまして、特に海空を重視するとか、
さらにはまた海空の正面装備のみを重視するとか
、という予断を持つて、いま作業をしているわけでは
ございません。ただ、いまお話をとおり即応能力
あるいはまた繼戦能力、抗堪性の向上等について
は、当然のことながら重視をしていかなければや
らない必要があると考えております。

○堺山昭範君 私は、きょうは前々から問題にな
つておりましたF-4の試改修の問題等を含めまし
て質問させていただきたいと思います。特に先日
の予算委員会の理事会等でいろいろ議論もありま
したし、また先日の内閣委員会でも議論がありま
した。実はあの試改修の問題につきまして、凍
結されておりました予算を防衛庁の手で解除され
たと私思つておるんですが、この問題につきまし
ても、予算凍結を解除して契約行為が行われたで
あるうと私は思うんですが、であつても、実際問
題としてこの試改修という問題についてのいろんな
疑惑、あるいは国民に与えた影響あるいは当委
員会でいろいろ議論された経過等を踏まえて考

と。これからやっぱりこの問題は明確にする必要があると考えております。そういうような観点から、きょうはこの問題を初めに質問をさせていただきますと、問題が余りにもたくさん残っているのであります。それからやっぽりこの問題は、後で政府委員の方から補足をさせますけれども、先生御指摘のとおり、先般参議院の予算委員会での外交・防衛問題についての集中審議が終わられた段階におきまして、予算委員長また理事会の皆様方のお許しを得まして理事懇に私が出席をさしていただきまして、いわゆる御審議が終わった時点において防衛庁として、年度末も控えておりますので、停止を解除して執行をし、防衛庁としての責務も果たしたいし、そのことによつて国民の御支持にもちたえたいということで解除をいたしまして、その翌日、二十七日、総理のところに私が伺いまして、申し上げたようなことを総理にも申し上げまして、その時点で防衛庁の装備局長に解除を指示いたしまして、その後装備局長の手によつて諸般の手続が済みまして、きのう契約が締結されたということでおございまして、装備局長の方からそのほかの事情については補足をさせます。

○政府委員(和田裕君) 若干補足をさせていただきますが、五十六年度の執行停止になつておりますが、F-4E-J試改修の設計にかかる契約でございますが、いま長官からお話をございましたように、二十七日にこれについての契約手続等を進めることでございましたので、その後所要の手続を進めまして、昨日、三菱重工業株式会社との間におきましてF-4E-J試改修の設計にかかる契約を締結いたしました。契約当事者は、通常の例と同じでございますが、調達実施本部長と三菱重工の担当の取締役でございます。契約金額につきましては十三億三千万円ということです。

○**峯山昭範君** 試改修完了はいつごろですか。

○**政府委員(和田裕君)** いまの申し上げました契約にかかるわざは試改修の設計でございます。機体側からいたしますところの全体のシステムについての設計でございますが、これは二年でやることになつております。

○**峯山昭範君** 十三億三千万というのは設計だけですか。

○**政府委員(和田裕君)** これは機体及び全体システムにかかります設計だけでございます。

○**峯山昭範君** 試改修そのもの全体ではどのくらいかかるんですか。

○**政府委員(和田裕君)** 試改修全体は、五十七年度におきまして八十五億円お願いしてござりますので、いま申し上げました十三億円と合わせますと九十八億円ということになります。

○**峯山昭範君** その試改修が終わるのはいつ、大体何年ぐらい。設計が二年ですね、それで、それから実際に試改修をやりますね。終わるのは大体どのくらいなんですか。

○**政府委員(和田裕君)** 五十七年度予算のこれは国庫債務負担行為でございますが、これは三年でございますが、それによりましていろいろ試験等を行いますので、試改修を行うのは予算上からいいますと五十九年度で終わるということでございいます。

○**峯山昭範君** いや、予算上じゃなくて、試改修をされたものが実際に実戦配備されるような時期はどうのくらいなのか。

○**政府委員(和田裕君)** 実戦配備する前にはまず量産にかかるわけでございますが、量産につきましては、一応の予定をいたしまして、六十年ころといふふうに考えております。

○**峯山昭範君** 量産は六十年として、試改修され飛行機が実際に飛ぶ、いわゆる試運転と言ふんですか、何と言ふんですか。

○**政府委員(塩田章君)** いまのめどをいたしましたて、試改修とそれから実用試験——実際に飛ばしてみる試験、あわせまして五十九年、六十年ごろ

を実際に飛ばしてみる試験、実用試験に当てて、六十年ごろにその成果を見て、以降量産に入つて、いきたいというふうに考えております。

これは先日の委員会で、防衛省からも和議題について、総理の発言というのに何回も予算委員会等でも議論になっております。要するに、あの増田発言当時の議論を踏まえて、そのことについて防衛庁が説明不足であつたことについては、まさに申しわけない、こんなことは先日の委員会でも長官からも何回も説明がありましたが、実際問題として、このF-4に爆撃装置をつける、実はこの問題についてはF-4が昭和四十二、三年当時の国会で相当問題になつたあれなんですといふことについても総理には説明をしたのかどうか。この問題について、具体的に私たちが新聞報道等で見る以外にないわけです。これは実際総理には説明したのかどうか。

と、試改修の問題について、先ほど説明したところから、いま委員会で申し上げたことを総理に申し上げたと、いわゆる予算の凍結の問題について引きさつや何かを総理に説明したと言っていますけれども、要するに、いま委員会で説明した防衛庁長官の説明が非常に抽象的ですから、中身なんかわかるわけありません。そういうふうな説明ではないかぬと私は思っています。しかしきょうは、そういうような抽象的な事をつかむような話じゃなくて、もう少し具体的に、総理には何と説明したのか。それを具体的に説明に行つた場に塙田局長はいらっしゃったわけですから、どういうことなのか、一遍はつきりしていただきたいと思うんで

すから、いま正確な記録があるわけではございませんけれども、私の覚えております印象で言いますと、まず延命をいたしたいということ、こればかりはかなり詳しく申し上げたような印象があります。それから延命に伴いまして能力アップを図りたいということとも申し上げました。その際に、どういう能力アップを図るのかということ、それからさうに四十二、三年当時にこういういきさつのある問題でありますということについて、いま考えてみますと、総理に詳しく御説明をしなかつたというふうに考えておりまして、その点を国会にも御説明しなかつたこともあわせまして、その点を反省いたしておるわけであります。

○**堺山昭範君** そうすると、総理が聞いてないという方が正しいわけですね。

○**政府委員(塙田章君)** いま申し上げましたように、延命のことと能力アップを図りたいということは申し上げまして、その点は総理も御承知をなさっております。それ以上の詳しい点を申し上げなかつたということです。

○**堺山昭範君** それは五十五年の八月のことですか。

それでは、その後十一月の十日、いわゆる国防会議の参事官会議、そしてその後の十二月二日には国防会議が開かれています。その国防会議でも説明をしてない、出席したメンバーが聞いてないと言つておられます。これは新聞がそういうふうに報道しているわけですから、それをわれわれ信ずる以外ないんですが、これははどうなんですか。

○**政府委員(塙田章君)** まず最初の五十五年の八月というのは、これは防衛庁のまだ内部の話でございまして、防衛庁長官に御説明した時期でございます。総理にはその後だったと思います。

それから国防会議でどの程度説明したかということでございますが、これも私同じ程度の説明をしたように覚えております。

○**堺山昭範君** ということは、逆に言えば、要するにこの問題そのものが相当議論になつたという

○政府委員(塩田章君) あえて避けたわけではありませんけれども、いまその点が一番反省をしているところでございますが、少なくとも詳しく述べて、そしてこういうことをあいまいに済ます、こういうことは私は許しませんよ、こういうことはあなたは、この間の内閣委員会で私が質問したときに、内局のそういう長官を補佐する立場の人たちについては責任は問いませんと、こう言いました。しかし、この間のときもそうですけれども、今回もそうです。そこが間違っていたんですね。申しわけなかつたで済む問題ではないです。文民統制という点から言えば一番大事な点じゃないですか。その一番大事な点をあなたは責任を問わないということはどういうことなんですか。そんな、そういうことをあいまいに済まして次の問題じやないでしょ。現実に間違いを認めておるじゃないですか。その問題について防衛庁長官はどう考へているんですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 防衛庁全体としても御指摘のような問題につきましては真摯に反省をしておりまして、これはその時点その時点でのつかさつかさの者というよりも、防衛庁全体の反省として、国会にも御迷惑をたくさんおかけしたわけでござりますから、二度とそういうことのないように、それから防衛庁全体の反省事項として御指摘のような御趣旨にはしっかりとおこたえをして、二度とこういうように国会に御迷惑をかけることはしないということでぜひ御理解を賜りたいと思います。

○堺山昭義君 どうもあなたの答弁は抽象的ですね。今回の問題は、これからまた具体的に幾つか指摘をいたしますけれども、まさにその点にあるんじゃないですか。今回のいわゆる試改修は、専門的な言葉でごまかして説明を逃れようとしたのじゃないと私は思います。思いますけれども、国会のそういういろいろな議論やそういう問題を回避して、結局鈴木総理も知らいうちに今回の試改修が決定され、そうして予算化された。予算化された問題ですから、これは、われわれとしても予算そのものは認めておるわけですから、しようがない。しかしながら、文民統制という点から言えば、いわゆるシビリアンコントロールが有効に機能しているとは言えないんじゃないですか。それについて、やはり制服の皆さん方には、防衛庁の内局にもそういう問題があるんじゃないとか私は思うんですけども、試改修だからその必要はないんだというこの論理、これがあるんじゃないのか。私は、試改修といふものが防衛廳長官の権限でできると、これからもこれは議論しなければならない問題ですけれども、しかもそういうふうな中で、もう少しこの問題に対しても防衛廳自身が本格的に反省をして、そしてこういうふうな問題が二度と起きないようにする体制というものをひとつと具体的に示していくかなくちゃいけないんじゃないかな、こう思いますけれども、どうですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほど私が申し上げましたような重大な反省をしておりますので、その反省が口頭禪に終わらないように、なるべく早い機会に防衛廳の反省の実が皆さん方の前にお示しできますようにしたいということで、ただいま鋭意努力中でござりますので暫時お時間をちょうだいしたいと存ります。

○堺山昭義君 長官のそういう御答弁ですから、その点はこういうような問題が二度と起きないような具体的な対応を見守っていきたいと思います。

そこで、次に防衛廳長官、この試改修について

は防衛庁長官の権限の範囲内でできる、量産体制になれば国防会議に付するんだ、こういうことですね。これは一体どういうことなんですか。要するに、国防会議に付すというその基準は、どういうことが国防会議に付す基準なんですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) これも後で法制上の問題もございますので補足をさせますけれども、この試改修ということがわれわれが国防会議にかけないでもいいというふうに判断したという一つでございますけれども、一般的に戦車、護衛艦、作戦用航空機等の装備にかかる開発項目のうち、長期にわたり多額の経費を要するものについては、各年度の防衛力の具体的整備内容として国防会議に付すこととなつておりますし、いま観点から、今回は試改修でもございますし、いま申し上げたようなものに当たらないということで、国防会議には諮ることとしなかつたわけでございますが、われわれとしてはシビリアンコントロールには反するものではなかつたというふうに確信をしております。

ただ、また先生のこととに蒸し返しになりますけれども、詳細な説明を国会なり、總理にしておかなければならなかつたという、そういう点での欠落があつたということについては、防衛庁としては反省をしているということでございます。

○峯山昭矩君 長官、いまの説明をもう一回してくられませんか。要するに、試改修の防衛庁長官の権限の中身の問題ですからね。いま長官おっしゃつた長期にわたり多額の金額になるものは国防会議にかける云々という話がありましたが、いま詳しい中身をおっしゃいましたね、そのところをちょっともう一回。

○政府委員(塩田章君) 防衛庁設置法の六十二条の二項五号に、内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項をかけるということになつてしまつて、その重要事項に該当する事項として一年の十一月五日にございますが、その閣議決定が五十年の四月までござりますけれども、その第四

項に、「前項各号に掲げる装備に係る開発項目のうち、長期にわたり多額の経費を要するもの」をかけるんだということになつております。前項に掲げる装備といいますものは、いま長官が言いましたような戦車でありますとかミサイルでありますとか、護衛艦でありますとか作戦用航空機といったようなものが掲げられておるわけでございまが、そういった項目の「開発項目のうち、长期にわたり多額の経費を要するもの」、こうなつております。

今回のF-4の試改修につきましてそれに該当しないと判断をいたしましたのは、F-4EJの試改修の内容そのものはるる御説明をしてまいつたところでございますが、現在すでにF-15で使つておりますセントラルコンピューター等を従来からわが国で使つておりますF-4EJに搭載するということでございまして、新しい装備品をここで開発するというものではない、いわば既存の構成品等の組み合わせを主な内容とする試改修でございまのでございまして、私はもといたしましては、いわゆる開発項目ではないというふうに考えました。

ただし、また申し上げておりますように、しからばこれが量産のときにはなぜかけるのかということになりますと、これは先ほど申し上げました、また設置法六十二条に戻りまして、これはやはり百機かどうかまだ正確ではございませんけれども、一応百機程度のものをこういった改修をする、と認める国防に関する重要事項であるという観点から、これは国防会議にかけるべきものであろうというふうに考えておるということを申し上げたわけであります。

○塙山昭蔵君 これは防衛局長、僕は全然いまの御答弁が納得できないわけです。今回のF-4EJの試改修はいわゆる開発項目ではないから重要な項目には当らない、そういうふうに考へますけれども、防衛庁というところはお金に対して非常に感覚があつたわけであります。

麻痺しているんじゃないですか。一機百億もかかるような試改修は多額の金額じゃないですか。これは、十三億というのは非常に少ない金額なんですか。しかも私が一番初めに申し上げましたように、設計に二年間かかって、実際に飛ぶのが六年ごろでしょう。それは非常に防衛廳の十年、二十年というあれからすればこれは短期間なんですか。現在のいわゆるいろんな装備やいろんな兵器の発達の度合いから言えば大変長期にわたる研究開発、試改修じゃないですか。長期にわたるものじゃないですか。これは、金額が少ないんですか、これは。

あなた方はとにかくこの問題について何とか逃れようとしているかもしませんけれども、そういう点から見ても、初めからこれは国防会議にきちんとかけて決定をして、量産になる前にやつぱりちゃんとやるべき問題じゃなかつたんですか。もう試改修の契約も終わったわけですから、こちら辺でほんまのことを言つて、そしてこれからの本当の体制をきちとすべきじゃないですか。やっぱりこちら辺のところも全然これは納得できませんよ、あなたの説明は。どうなんですか。

○政府委員(塙田章君) 金額が私は多額でないと言つているわけでもございませんし、期間も御指摘のようにかなりの年月を要するわけでござります。ただ、先ほど来申し上げておりますことは、いわゆる開発項目かどうかということでございまして、その点につきまして、先ほど私が申し上げましたような意味で、これは新しい装備の開発というほどのものではないだろうということで先ほど来申し上げているわけでございまして、金額の点とか期間の点につきましては、先生の御指摘はよくわかるわけでございます。そういう点で、私が申し上げているのは開発項目かどうかといううことでございます。

○巣山昭範君 それじゃ開発項目、そこだけがありませんですか、金額は関係なしに。これからそれじゃ開発項目以外であれば何でもいいけるということとなんですか。それが一つある問題と、あなた方が申し上げているのは開発項目かどうかといううことでございます。

てはF15のときに相当議論をして、この問題については、F4のときに爆撃装置を取り外した国会での議論とかという、新聞報道でもすいぶんありますけれども、それとはやっぱり別問題じゃないですか。だから私は言うんです。この問題については、F4のときに爆撃装置を取り外した国会での議論というものがあるんじゃないですか。そういう点からいえば、それはまともにこの開発項目には当たらないかもしだぬ。しかしながら、それに類する項目として金額あるいは期間とともにきつと長期にわたるんじゃないですか。だからやっぱりきちっとすべきじゃないですか、これ。どうなんですか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 先々から申し上げておりますとおり、まだ先生も御指摘のとおり、今回の問題は、F15ですでに実用しておりますゼン・トラブルコンピューター等と、これもまた從来から使用しておりますF4EJとの組み合わせでございまして、いわゆる国防会議に付議すべき新たな装備品といふものを開発するということには当たらない、既存の構成品の組み合わせだということが主な内容だということでかけなかつたわけでございまして、そのことについてはわれわれはいまも誤りとは思つておりませんけれども、再三申し上げておりますとおり、国会で大変な御論議があつたことと、いきわめて大事な点の御説明が欠落をしておつたということについては、われわれとしては重大な反省事項であるというふうに本当に真摯に思つておりますし、先ほども申し上げておりますとおり、これを決して口頭簿に終わらせないようとしておりますので、何とぞそういう点で御理解を賜りたいと思いますし、先生の御指摘の運営なり運用の面で一つ一つ生かさせていただきたいというふうに思ひますので、くれぐれも御理解を賜りたいと思うわけでございます。

んな、全く。長官ね、それは御理解してくれと言ふたつて御理解できまへんな、これは。官房長官がこれは要するに防衛庁長官の権限の範囲なんだと。いう記者会見をしたし、いまさらそれをひっくり返すことできぬわけや。防衛庁長官の発言もそれはいまさらどうしようもないといふこともわかります。わかりますけれども、私は今回のこの問題については、それは局長もおっしゃいました、長期にわたるという問題それから多額の金額という問題、これも軽々しくは考えてないとおっしゃる。私は、そういうような点あるいはいろんな周囲の問題から考えてみても、当然こういう問題は国防会議にきちっとかけてそれで決定すべきであると、これはもう私はそういうように思つておりますし、これから何をやるにしたってそういう姿勢でなくちゃ本当の文民統制というのはできませんよ。これに答弁せよと言うたつて、またこれ官房長官からもう答弁出しているわけですからいまさらひっくり返すわけにいかぬわけでしょうから、また同じ答弁でしようから、この問題はそれでおいておきます。きょうはもう時間的な制限がありますから、いろいろほかのことやりたいですかね。

もう一つ、試改修の問題についてどうしても納得できない問題があります。これはほんまにどう

いなつておるんですか。今回の統一見解、これ苦心修たんして防衛局長つくられたんでしうけれども、今回も統一見解の中の三番目の項目の「今

回の改修は」、といふところですね、これ全部読

んでみると、「今回の改修は、このような能力

向上が実際可能あるかどうか代表機一機に対し

て試改修を行うものであり、その結果、将来所期

の成果が得られれば、さらに費用対効果等を検討

の上、その量産改修について国防会議に付議する

ことになります」、ここまではわかりますね、これ

はね。「国防会議において認められれば、F-4

E-Jに爆撃計算機能を付与することになる。しか

し、その機能は最近における軍事技術の進歩等を考慮すれば、

たつて御理解できまへんな、これは。官房長官が

これは要するに防衛庁長官の権限の範囲なんだと

いう記者会見をしたし、いまさらそれをひっくり

返すことできぬわけや。防衛庁長官の発言もそれ

はいまさらどうしようもないといふこともわかり

ます。わかりますけれども、私は今回のこの問題

については、それは局長もおっしゃいました、長

期にわたるという問題それから多額の金額という

問題、これも軽々しくは考えてないとおっしゃる。

私は、そういうような点あるいはいろんな周

囲の問題から考えてみても、当然こういう問題は

国防会議にきちっとかけてそれで決定すべきであ

ると、これはもう私はそういうように思つておりますし、これから何をやるにしたってそういう姿

勢でなくちゃ本当の文民統制というのはできませ

んよ。これに答弁せよと言うたつて、またこれ官

房長官からもう答弁出しているわけですからいまさ

らひっくり返すわけにいかぬわけでしょうから、

また同じ答弁でしようから、この問題はそれでお

いておきます。きょうはもう時間的な制限がありま

すから、いろいろほかのことやりたいですかね

らね。

處すれば、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えると

いう誤解を生ずるおそれは、全くないものである」と、こう書いてございますのは具

体的にどういうことを考えたかといいますと、た

とえば四十二、三年当時の戦闘機と現在の各国の

戦闘機というものの比較をした場合に、これは當

然のことながらいろんな面で進歩をいたしておりますし、また各国の戦闘機が地上爆撃能力といつ

たものもあわせ持つといった傾向も現時点ではも

うほとんど一般的であると言つていいと思います

それで防衛局長、ソ連とかアメリカとかそういう

国は軍事技術も相当発達しています。これは当

然であります。ですから、いわゆるF-4に爆撃装置

をつけたからといって急激にどうということはないかもしません。しかしながら、そのほかの近

辺の諸国から見ればこれはどうなんですか。軍事

技術やいろんな点から見たって、その脅威を全く

感じていなかいどうか、聞いたんですか、これ。

そんなばかなことないでしよう。これはやっぱり

そういうふうないわゆる不遜な考え方方が防衛庁の

内局の中にあるということです。他国に脅威になるかどうか。ならないということを私たちは確信

をしておると、そう信じておると、そのくらいだ

つたらまだましやな、これ。しかしながら実際は

それは「全くないものである」と。こんな考え方でこの今回の防衛庁の統一見解が出されている

ということについては、まさに私はいまの防衛庁

の姿勢をあわにしていると思う。これはどうな

りですか、この点については。

けでございますが、「最近における軍事技術の進歩等を考慮すれば、」と書いてございますのは具体的にどういうことを考えたかといいますと、たとえば四十二、三年当時の戦闘機と現在の各国の戦闘機というものの比較をした場合に、これは当然のことながらいろんな面で進歩をいたしておりますし、また各国の戦闘機が地上爆撃能力といつたものもあわせ持つといった傾向も現時点ではもうほとんど一般的であると言つていいと思います

それで防衛局長、ソ連とかアメリカとかそういう

国は軍事技術も相当発達しています。これは当然であります。ですから、いわゆるF-4に爆撃装置

をつけたからといって急激にどうということはないかもしません。しかししながら、だから

うのはよけいなことと違いますか、これ。やっぱり

ちょっと書き間違えたんじゃないですか、これ。

うのはよけいなことと違いますか、これ。やっぱり

考る場合においては入れなければならぬ基本的な要件でもございまして、そのバランスをとるということに今回のこういう見解が生まれたわけでございまして、決して先生御指摘のようないふうことで歯どめのないようなことにはならないものと、またそしてはならないものと、そしてそのことがまた私どもが政治家として果たしていかなければならぬシビリアンコントロールであろうというふうにも考えておるわけでございます。

○堺山昭範君 大臣のお考えはそれはそうかもしませんけれども、憲法があり、非核三原則がありと、当然それはわかるわけです、その話は。だけれども、今回の試改修に絡んでこういうふうな統一見解の中身を見てみなさい。やっぱり他国に侵略的、攻撃的脅威を与えないようにわれわれとしては十分配慮すると、そしてそういうふうなものはないと信じておると、そうでないといかぬのと違いますか。そうじゃないですか。要するに「生ずるおそれは、全くない」なんということは、そんなこと言えるのですか、大体そんなことが、「他国」というのは一体どこを考えて言っているのですか。これは余りあれこれ言つたって仕方ありませんから、あともう少ししか時間なくなつてしまひたのでほかの問題に入りますけれども、これは局長、「他国」なんて何を考えているのですか。それだけ一遍聞いておきましょう。

○政府委員(塙田章君) 文字どおり他国でございまして、日本以外の国といふことでございまして、日本以外の国といふことでございまして、日本以外の國なんて言つたって、それはそれで決まっていますわ、字は。字はそうですけれども、実際問題を含むのですか。F-4は飛んで行けないから含まれないでしょ。F-4が飛んで行ける中身になっちゃうのじゃないですか、そんなことを言うと「他国」なんというのは。当然ど

こら辺の国々というのはわかつてくるのじゃないですか。まじめに本気で答へなさいよ、そんなことは。

○政府委員(塙田章君) 御指摘のとおりでございまして、実際、現実の問題としてはF-4EJの飛んで行ける範囲ということになるわけでございませんが、具体的にどの国とどの国というふうに具体的な名前を挙げてここでお答えをすることが果たして適当かどうかということで、それを避けさせていただいているわけでございますので、その点を御理解賜りたいと思います。

○堺山昭範君 この問題は、これは防衛庁長官、

やつぱり相当いろんな問題を残しています。した

がつて、これは機会あるごとに委員会でやらなく

ちやならない。宿題を大分残しましたから、防衛

庁の対応もありましようから、それはそれで今後

やりたいと思います。

次に、これは装備局の問題であります、日米

は和田装備局長に質問をいたしましたが、これは

一体どうなつておるのですか。これは実際問題、

今回の先ほどワインバーガー長官との話について

もお話をございましたが、これは当然、その軍事技

術の協力問題につきましては年明け早々にある程

度結論を出さなくちゃならないというふうな意味

の発言もあつたわけであります。ところが、いま

だにその問題について答弁が出ていませんし、ど

うなるのかわからぬ。これ、先日の総理とワイ

ンバーガーさんの会談の中では、総理はいま検討

中で前向きにと、いうふうな意味の回答があつた

と、そういうような新聞報道があります。

しかし、これは実際問題として私は、当然国会

が終わつてからイエスという返事をする、そ

ういう意向じゃないかと勘ぐつておるわけですけれ

ども、和田装備局長、これはわが国のいわゆる武

器輸出に関する三原則とかあるいは三不内閣時代

に表明した武器輸出自制のためのわが国の基本政

策、これはきっちり決まつておるわけですし、そ

ういうようなものはすべて国会の場で明らかにさ

ります。

○堺山昭範君 それはぜひそうしていただきたい

と思います。

次に、これは先ほど堀江先生が御質問になりま

すが、こう思つておるわけですね。そういうような経緯からありますと、私は今回のこの問題についても国会の場でやつぱり明らかにされた方がいいんじゃないのか、こう思つておるわけですね。

ところが、どうも最近の新聞報道等あるいは国会の動き等を見ておりますと、今度の国会が終わつてからこの問題について結論を出すと、そういうふうな動きがあるやに聞いておるわけです。そのことじややつぱり困る。こういう問題は昨年から相当議論をしてまいりましたし、衆参の予算委員会でも問題になつたこともあります。当然私は今国会中にこの問題についてきちっと結論を出すべきではないか、こう思つておるのですが、どうですか。

○政府委員(和田裕君) いま御指摘のありました問題につきましては、前から申し上げておりますように、現在関係省庁等の間で引き続き検討をされているところでございます。まだ結論は出ておりません。いま今国会中にと、いうことでござりますが、私どもとしては鋭意検討しておりますので、そういうふうに考えております。

○政府委員(和田裕君) いま御指摘のありました問題につきましては、前から申し上げておりますように、現在関係省庁等の間で引き続き検討をしきります。まだ結論は出ておりません。いま今国会中にと、いうことでござりますが、私どもとしては鋭意検討しておりますので、そういうふうに考えております。

○堺山昭範君 局長、もう結論は出でるんでござりますが、いま御指摘ございましたように、本件につきましては国会におきまして何度も取り上げられていろいろ発展してきた過程がございます。五十一 年二月二十七日には武器輸出に関する政府の統一方針といふのができておられますし、また昨年の国会におきまして、特に予算委員会を中心いたしまして、これにつきまして国会決議というものが成立をしたことを私どもよく承知しております。そういうふうにすべきが筋だと私は思つてます。そういうふうな点からいきますと、ぜひ国会の会期中に結論を出す、ある程度の方向を決めます。そういうふうにすべきが筋だと私は思つてます。そういうふうにすべきが筋だと私は思つてます。そういうふうにすべきが筋だと私は思つてます。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 装備局長からお答えを申し上げましたとおりのようないふうな事情でいま鋭意やつぱりございます。そして、また防衛庁だけではございませんで、通産省、外務省、三省庁間での検討事項でもござりますので、私独断でいうことは申し上げられませんけれども、御趣旨の点は御指摘をいたくまでもなしに、また装備局長もそれなりの御答弁を申し上げましたとおり、そういう配意といふものは当然あつてしかるべきものと私は考えております。

○堺山昭範君 それはぜひそうしていただきたいと思います。

レーンの問題ですね。これをちょっとと一遍いろいろお伺いをしたいのですが、まず先ほど防衛庁長官は、ワインバーガーの要請の問題について、中身についていろいろ説明がありましたけれども、一つもわかりませんね。新聞報道では案外詳しくあれこれあれこれ出ているのに、防衛庁長官の説明は、実際に会った本人から説明を聞いているのに本当にわからないというのはどういうことなんですか。新聞報道によりますと非常に詳しく述べるんです、これね。防衛庁長官、これは実際あなた、ワインバーガーさんと会って、もう少しやっぱり会談の中身について、ポイントだけで結構ですから、経過とかそういう中身はいい、具体的なこと。ワインバーガー長官と会って、こういうこととこういうことを言われた、それに対して私はこういうこととこういうことをこう答えたと、何というか、わかりやすく経過、周りの状況説明はいいですか、その中身のぱちっとしたところを教えていただけませんか。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) さつき堀江委員にもいろいろ申し上げましたけれども、堀江委員のお時間の都合上もございまして割愛をさせていただきましたが、先生の重ねての御質疑でございますので、概略を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、国際情勢につきましては、アメリカ側からジュネーブにおける米ソ中距離核戦力規制交渉の進展状況及び最近の米中関係を中心とした一般的な説明がありまして、これに関連いたしましての方から若干の質問を行いました。

それから第二点目が、日米双方の防衛努力について、まず米側から、世界の平和と安定にとつて東西間の軍事バランスの維持が必要不可欠であり、日米両国はさらに努力を続ける必要があるという意見が出され、日本の防衛力につきましては防空能力、対潜能力及び陸上装備の改善が重要であるとの指摘がありました。これに対しても私の方からは、われわれは大綱の水準をできるだけ早く

達成すべく、さらにはまた防衛に対する日本国民の世論を十分勘案しながら着実に防衛努力を行っていく考え方であることを申し述べました。そしてまた、それにつけ加えまして、防衛庁においていま大綱の水準を達成することを基本として五六中業の作成作業を鋭意行つているということを御説明いたしました。

また米側からは、わが国が、先ほどから御論議になつております問題でござりますけれども、從来から述べておりますが国周辺海域における海上交通の保護について一般的な期待表明がありますして、さらに次の日米間の事務レベル協議において話を続けたいという意味の発言がございました。

して一般的的な期待表明があつたわけでござります。日本がかねてから言つておりますわが国周辺数百海里、航路帯を設ける場合にあつては一千海里ということについて、日本がかねてから海上交通の保護について防衛力の整備をいたしたいといふことを言つておるわけでございますが、それについて、そういうふうに実現できるようにアメリカ側から期待が表明されたわけであります。

○峯山昭範君 海上輸送路防衛ですね、これは要するに防衛庁が考へているいわゆるシーレーンの防衛構想というもの、先ほどから局長が何回も説明しておりますね、それとワインパーガーさんが考へているシーレーンの防衛構想というのはちょっと違つたんじゃないですか。違うと新聞には報道されていますね。

しかも実際問題として、このワインパーガーさんの発言というのは、先ほどもお話をございましたように、あのアメリカでのプレスクラブにおける総理の発言は、先ほど、従来の政府の考え方を總理が述べただけだと、あなたはそうおっしゃいましたけれども、少なくともシーレーン一千海里の防衛という問題については、その中身は違うかもわかりませんが、總理も発言しているわけです。ですから總理の発言であることについては間違いないわけですよ。その總理の発言について、これはワインパーガーさんは總理の公約と受け取つておるでしよう。それと同時に、その前のあの日米共同声明の中のいわゆる日米役割り分担という問題と両方を絡み合わせると、当然シーレーンの防衛構想という問題が日米間のこれから重要なテーマになつてくることはもう間違いないわけでしょう。これはどうなんですか。

○政府委員(塩田章君) アメリカ側は、そういう点について今回の会談を通じまして大きな期待を持つておることは明らかになりました。したがいまして、そういう意味では、今後この問題が日米間のわれわれのいろんな段階での話し合いの中で中心的なテーマになるだろうということは考えられますけれども、基本的に私どもが言つておる

防衛力の整備目標、周辺数百海里、航路帯を設ける場合にあっては一千海里といったことについて日本で理解の無い連いがあるというふうには私は受け取っておりません。

○**塙山昭範君** いや、その周辺数百海里、航路帯一千海里。その航路帯というのは、あなたはどういう航路帯を考えているわけですか。

○**政府委員(塙田章君)** これもしばしばお答えをいたしておるわけでございますが、具体的に地図であらわせるような意味での航路帯が存在するわけではございませんで、そのときの状況に応じてわが方の海上防衛作戦というものを勘案いたしまして、船舶の護衛ができるような実際上、要するに船はここを通れ、通るのが安全だというような意味の航路帯、あるいはまた船団護衛を組んでいく場合には、その船団護衛を組んで通る航路帯といふものが實際には考えられますけれども、いわゆる南西航路、南東航路、二つの航路帯が考えられるというふうに一般的に言われておりますし、私どもも一般論としては大体そういう考え方でよろしいんじゃないかなあと。實際のあらわれ方は多少の変化はあると思いますけれども、一般的に申せばそういうことでよろしいんじゃないかなあと。うに考えております。

○**塙山昭範君** 要するに防衛庁が考えている、日本が考へておるいわゆるシーレーン一千海里というのは、線で考へておるわけですが、言うたら。

○**政府委員(塙田章君)** 航路帯というのは、言葉は帶でござりますけれども、線でもなく帶という意味ではなく、まあ帶というのもどういう意味で使うかにもよりますけれども、かなりの幅のある概念でございまして、いずれにしましても陸上で言うところのハイウェーみたいなものが海上にあるわけじゃございませんので、そういう意味で非常に狭い線でありますとかあるいは狭い意味での帶でありますとか、そういう概念では律しられな方がいいんじやないかというふうに思います。

○**塙山昭範君** 要するに、その防衛庁のシーレーンの航路帯というのは一体何を考えているの、結

局。私は、新聞やいろんな報道等を見て、いわゆる千海里の違いというのはどこにあるかといふことでいろいろ考えてみたんですねけれども、いまおっしゃいましたように、要するに帶島やないにしても、いま船がやってくる、日本の船が石油なりなんなり積んでくる。それを日本の自衛隊が守る。それは一千海里まで行けるようにしていいといふあれなんでしょう。そうすると、船がやってくる道を——道というか、船が安全に航行できるよう日本での自衛隊がそれを守ると、そういうことなんでしょうね。

○政府委員(塩田章君) 私どもの申しておることを十分理解をしておられると思います。そういうことでござります。

○峯山昭範君 ということは、逆に言えば、先ほ

○峯山昭範君 わかりました。

——そうすると、グアム以西の南東航路あるいは
　　イリピン以北の南西航路の間に閉まれた海域につ
いては、いわゆる航路帯の中に入るわけですか
ら、どこでも命令があれば行ける、守れるような

○政府委員（塙田章春） 総局もううん數のたくさんの船が通るのを、勝手に通つたのではとてもできませんので、おのずから南東航路・南西航路と通常言われておりますような航路の付近を通つてもらつて、その付近をクリアにしていくというこ^ととしかないだろうと思ひます。

○峯山昭範君 もう時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、この問題等含めまして相当い

いろいろ問題があります。次の機会にこの続きをやらしていただきたいと思います。

○委員長(吉田謙三君) 附帶官長官 附帶官長は従
注意しておきたいんですけども、さきに堀川君
の質疑にまたいま峰山君の質疑、その中において、

堀江君の質疑に対しても外交慣例上秘密は秘密だというようなことで、黙して語らすとは言いませんけれども、ある程度制約しておったと。後の場

合には聞き方上手かどうかわかりませんけれども、答えられている。そういうふうな点では、大変委員会の立場として困惑をいたしますので、ひ

とつ答弁はできるだけ皆さん方に明確にお答え願うというような姿勢をもっていただきたいということです。

○柄谷道一君　ただいま委員長の御注意もございましたけれども、いままでの質疑を聞いておりま

すと、何をおもんぱかってか、防衛庁の答弁はいわば逃げの姿勢、たてまえの姿勢に終始しておられるよう受けとめられます。私はそうした姿勢

というものが、安全保障に対する国民合意の形成というものを妨げていることを憂うるわけでござります。以下の質問について率直簡明にお答えを

いたい。まず冒頭、お願いをいたしておきたい。

そこで、海上自衛隊をはじめアメリカ、豪州、カナダ、ニュージーランドの海上部隊と航空部隊が

○政府委員(塙田章君) いま御指摘の、われわれとしては二本の航路帯を考へる、それに対してもワインバーガーさんは面として受け取つておる、なんじやないかという点につきましては、私はそういう意味の食い違いはないというふうに理解いたしております。

あります。それからいわゆる面を一面といいましても広い意味の面ではございませんけれども、いわゆる航路帯といいましても、個々の船を、船自体は独航させておきまして、海上自衛隊の艦艇があるのは航空機がその辺を、その前後を対潜作戦をいたしましてクリアにしていく。クリアにしていつて船舶は独航していくというような間接護衛のやり方もあります。そういうようなことでござりますから、具体的に何か帶みたいなのがあります

しゃいますように、のべつに日本の航路帯の間は全部対象になるんだと、こう言われましても、實際問題としてそんなことともまたむずかしいわけですがございまして、やはり帶ではないにしてもおののぞから南東航路、南西航路というものがやつぱり概念的にはあるとお考へいただいてもいいんじやないかと思います。

○**寒山昭範君** そうしますと、能力は別にして、あなた方がさつきから何回も言っている周辺數百

わば逃げの姿勢、たてまえの姿勢に終始しておられるようになります。私はそうした姿勢をとるようですが、安全保険に対する国民合意の形成というものが、安全保険に対する国民合意の形成というものを妨げていることを憂うるわけでござります。以下の質問について率直簡明にお答えをいただきたい。まず冒頭、お願いをいたしておきます。

そこで、海上自衛隊を初めアメリカ、豪州、カナダ、ニュージーランドの海上部隊と航空部隊が

参加する環太平洋合同演習、いわゆるリムパックが今月二十三日から約五週間にわたってハワイ周辺の中部太平洋を中心に展開されているわけでございますが、それに参加しておる五ヵ国の艦船、航空機及び兵員、さらにそのうち海上自衛隊として参加している艦船、航空機、兵員についてございます。それで、それに参加しておる五ヵ国の艦船、航空機及び兵員について申し上げます。

○政府委員(石崎昭君) 参加各国の艦船、航空機の数を申し上げます。
海上自衛隊が艦艇が三隻、航空機が八機でございます。それからアメリカが艦艇が四十七隻、航空機が約百機——細かい数字はちょっとわかりませんですが約百機。それからカナダが艦艇六隻、航空機が四機。オーストラリアが艦艇一隻、航空機二十機。ニュージーランドが艦艇一隻、航空機二機。以上が艦艇、航空機の数でありまして、人員の方はこれは実は五ヵ国の総数しかわかつておりませんで、細かい内訳がまだアメリカから通知がありませんので、人員は全部で二万九千人以上と申します。それで、約三万というふうに考えておりまます。それからわが海上自衛隊の場合は人員は九十四人であります。艦艇に八百三十、航空機部隊に百十名。

以上でございます。

○柄谷道一君 それでは、その演習全体の想定シナリオ及び訓練内容について明らかにしていただきたい。

○政府委員(石崎昭君) まず訓練内容から申し上げますと、これは前回のリムパックの場合も同様でございますが、海上戦闘の主な項目といいますか、それを網羅的に挙げてあります。一つは水上打撃戦訓練、これは艦艇同士の戦いと、簡単に言えばそういうことになります。それから二つ目が対潜水艦捜索攻撃訓練、三つ目が防空戦訓練、四つ目が電子戦訓練、それから五つ目に敵対関係にある緊張状態の中での移動する訓練、以上のようなものが主な訓練であります。そのほかに、洋上で補給を受ける訓練なども入っております。そこで、次は想定シナリオと申しますが、その

点でございますが、以上申し上げましたような各種の訓練を効果的に行うために必要なシナリオを第三艦隊の方で用意して、これに基づいてやるということになっております。
以上、申し上げましたような各種の訓練からおこなうが、いろいろな種目についてありますので、それぞれが円滑に訓練ができるというと、たとえば対潜水艦訓練であれば何隻ぐらいの潜水艦がどういう方向から攻撃してくるとか、あるいは防空戦であれば何機ぐらいの航空機がどっちの方向から襲ってくるとか、そういう訓練に必要な想定がつくらえているわけでございます。

ただ、それらは以上申し上げたことからおわかれりのとおり、いわば戦術的な想定でございまして、いわゆる戦略的な想定——ある特定の国を共同して守るとか、特定の海域を分担して守るとか、その種の戦略的想定はございません。さつき申し上げた各個の訓練に必要な戦術的な想定、これがつくられておるわけでございます。

○柄谷道一君 戰術的想定はあっても戦略的想定はないという答弁でございますが、防衛庁長官にお伺いしますが、リムパックには今後も定期的に参加を続けるお気持でございます。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) ただいま政府委員から答弁をいたしましたように、リムパックはわが自衛隊の戦術技能の向上に大変有益な訓練でもござりますし、教育訓練の充実強化に役立つものと考えておりますので、今後もリムパックが実施される場合には事情の許す限り参加をしたいと考えております。

○柄谷道一君 それでは、昭和五十四年十二月十一日に政府は初めてリムパックに参加するに当つての方針を打ち出しております。その後これを

に、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えしております。それでやつてきたわけでございます。わが政府の憲法解釈によれば集団的自衛権は行使しないということになつておりますから、その範囲内でリムパックにも参加してきたというわけでございます。

○柄谷道一君 それでは法制局に法的根拠を御説明願いたい。
○政府委員(味村治君) ただいま御指摘のように、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えいたしております。その理由につきましてもたびお答えをいたしておりますが、申し上げますと次のようないくつかの理由によるものでございます。
法第九条はわが国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは、それが想定したりわが国の専守防衛を逸脱する演習、いわゆるチームスピリットのような具体的には法的に参加できない。第二には、リムパック

に参加しても米国以外の艦隊と共同行動をとる場面はない。第三に、防衛庁設置法第五条二十一項に規定しておられます集団的自衛権を有しているところは、わが国は主権国家であり、独立国家であることは当然のことであるというふうに考えております。日米安保条約の前文は、その当然のことを規定したものであるというふうに考えておる次第でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、わが国は憲法上集団的自衛権を行使することは許されないと、このように考えている次第でございます。

○柄谷道一君 ただいま御答弁がございましたように、国連憲章五十一條は、國家が個別的または集団的自衛の権利を有するということをうたつておられます。それで、その結果、わが国は主権国家であり、独立国家であることは当然のことであるというふうに考えております。それでやつてきたわけでございます。わが政府の憲法解釈によれば集団的自衛権は行使しないといふことになつておりますから、その範囲内でリムパックにも参加してきたというわけでございます。

○政府委員(味村治君) 御指摘のように、日米安保条約にそのように前文でうたっているわけでござりますが、わが国は主権国家であり、独立国家でござります以上、国際法上国連憲章の五十一條に規定しておられます集団的自衛権を有しているということは、わが国は主権国家であり、独立国家でござります。日米安保条約の前文は、その当然のことを規定したものであるというふうに考えておる次第でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、わが国は憲法上集団的自衛権を行使することは許されないと、このように考えている次第でございます。

おります。したがって、国連の普遍的集団安全保障措置に対する協力は、いわば加盟国の義務となるわけでございます。

そこで、日本は国連に対して附帯条件つき加盟はいたしておりません。いわば無条件加盟をしておるわけでございます。したがって、この点について国連無条件加盟と集団自衛の権利の関連についてさらにお伺いをいたします。

○政府委員(都甲 岳洋君) 国連憲章上認められております集団的自衛権の権利は、わが国が国連憲章に入っている、加盟していることによって当然認められているわけでございますので、これはわが国が条件を付する付さないという、もちろんわが国は条件を付さないで加盟しておりますけれども、当然わが国にとって認められている権利であるといふ理解しております。

○柄谷道一君 防衛庁長官にお伺いいたしますけれども、これ一般論でござりますけれども、この安全保障措置というものは重層化し、その協力関係を拡大することによって効果が増大すると、これはもう当然のことであろうと思ひます。その意味で、現在集団安全保障体制をとつていないアメリカ以外の諸国との協力関係というものが、今後緊迫した国際情勢の中で当然検討の素材に上がってくると思われます。特にアジアの近隣諸国、欧米の自由主義諸国との間における今後の協力関係というものについてどうお考えになつておられるのか、お伺いします。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) わが国の平和と安全を守るために、世界全体が平和で安全であることが望ましいわけでございまして、そのためのことはわれわれは念頭に置かなければなりませんけれども、集団的自衛権の行使に当たるようなことはわれわれとしてはできないわけでございます。

○柄谷道一君 それでは、さらにこれ外務省において伺いますけれども、国連に対するすべての加盟国は、国連憲章四条に規定されている加盟条件、すなわち国際連合憲章に掲げる義務を受諾し、それを履行する能力と意思のある平和愛好国である

というこの条件が満たされなければならない。これは当然のことであると思うんです。しかも、こうした原則に基づきまして、今日まで国連連合は、臨時的措置として国際連合緊急軍ないしは監視軍、もしくは監視団という名称の兵力を各國の兵力によって編成して紛争地域に派遣し、これによつて平和を維持するという方針をとつてまいりました。この兵力提供というものはもちろん強制されるものではありませんけれども、よほど理由がないれば当然加盟国の義務としてこれを拒否し得ないものだと思ひますし、今日まで日本が、たとえばレバノン等に対しても要請を拒否してきたということが外國に対してもいい印象を与えていたということもまた否定できない事実であろうと思ひます。

そこで、私は基本的には、この問題については兵力提供免除の附帯条件を国連によって承認されるか、これは一つの方法ですね。もしくは憲法の許容範囲内において専守防衛という立場に立つて国際的に協力をするという視点に立つてこの要請を受諾するか、選択は二つしかないのではないか、こう思うわけでございます。過去の問題は問いません。今後の新たな国連からの要請に対しとしておられるのか、お伺いします。

○政府委員(門田省三君) お答え申し上げます。ただいまお尋ねのございました点につきましては、まず国連憲章上は、その第四十三条规定によつて、加盟国が安全保障理事会から要請されることがあるべき協力の態様といつても、兵力、援助、便益の提供ということが定められているのでございます。つまり、兵力の提供のみならずその他他の協力の形もあり得るということが憲章上定められているのでございます。

他方、現実の問題といつしましては、国連憲章が当初意図いたしましたいわゆる集団防衛体制というものは機能いたしておりません。これは御承知のとおり、安全保障理事会において拒否権の行使といふことがございました。

の国連の機能というものが所期の目的どおりに機能いたしてない。

そこで、まさに委員がお述べになられた点だと認められますけれども、現行憲章によりますならば、兵力を加盟国に提供するか、もしくは国連連合から離脱するという以外に選択の道はなくなるのではないか、こう思えるのでござい

ますが、いかがでございましょう。

○政府委員(門田省三君) お答え申し上げます。先ほども若干触れさせていただいたのでございますが、四十三条で規定しておりますのは、兵力、援助、便益、こういったことについての加盟国協力ということでございまして、それを受けまして憲章上では加盟国と国連の安全保障理事会が編成されているということです。国連のこのようないかえれば、自分の國からこの程度の兵力を出す用意がありますということが前提となりまして監視団が編成されているということです。国連のこのようないかがでございまして、わが國といつたことでございまして、わが國といつたことでございまして、お尋ねのございましたようなわが國の選択という問題は必ずしも起きないわけでございまして、わが國といつたことでございまして、わが國といつたことでございまして、お尋ねのございまして、わが國の憲法あるいは法令の許す範囲内におけるわが國の憲法あるいは法律の最大限の協力をいたすということで、具体的には財政上の貢献と、これを考えておりますし、また従来それを実施してまいつておるということでおかうか、こう思うわけでございます。

○柄谷道一君 確かに、いま答弁がありましたように、臨時の緊急軍、監視軍などへの兵力提供というものは国際道義というのに頼るわけでござりますから、強制力を持っていない。したがつて、わが国が相応の異なった協力をを行う、それはそのとおりでございましょう。しかし、本来は国連憲章第四十三条规定によつて軍事的な安全保障をとるというのが究極の目標になつておるわけですね。事態はそこまでいつておりませんが、これは既定の問題でございますけれども、その場合には国連連合に対して兵力を提供することが私は義務づけられていると、こう解釈しておるわけでございます。したがつて、そういう要請があつた場合、これを拒否するといふことになりますならば、義務不履行として国連加盟の資格を失うことにもなりかねないのでないかと

思います。この場合は、義務不履行として国連加盟の資格を失うことにもなりかねないのでないかと

私は、このような場合日本がとるべき選択は、端的に言いまして、国連憲章が改正されれば別でございますけれども、現行憲章によりますなら

は、兵力を加盟国に提供するか、もしくは国連連合から離脱するという以外に選択の道はなくなるのではないか、こう思えるのでござい

ます、いかがでございましょう。

○柄谷道一君 私、与えられた時間が少ないものですが、私は、臨時的な監視軍への派遣、これ

は強制力はないですかいろいろの対応がある、これはわかるんですね。私の設問いたしましたのは常設国連軍——これはまだないですね、しかし国連のたてまえからすると、究極には常設の国連軍をもつて世界の安全を保障していくうといふところに遠大な目標を置いているということは事実でございますね。その場合に兵力提供の義務を加盟国として拒否が得ると、いうことと国連への無条件加盟との関連について、これは日本の国策上重要な問題でございますので、私はきょうは要求しませんけれども、ひとつ統一した政府の見解を報告で結構ですからお示しをいただきたい。このことによって国民の疑義というものを解説してまいりたいと、こう思いますが、この点は要求しますが、よろしくおございます。

○政府委員(門田省三君) 承りました。そのようにさしていただきます。

○柄谷道一君 では、次の問題に移りますが、三月一日から始まりましたアメリカ下院の外交委員会東アジア・太平洋問題小委員会における対日問題公聴会の中で、ウエスト国防次官補が次のように述べております。日米安保条約は一九八一年五月の鈴木・レーガン共同声明で再生された。従つて安保改定の必要はない。さらに両国首脳は適切な役割り分担の必要を認め、鈴木総理は憲法の範囲内で日本の領土、周辺海域及び千海里以内のシーレーンの防衛をなし得ると述べた。こう陳述したと報ぜられておりますが、このアメリカ側の認識に対し、日本の認識には断層はございませんか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 御指摘のウエスト次官補の発言が意味しておりますのは、昨年五月の日米首脳会談における共同声明において、鈴木総理とレーガン大統領が、日本の防衛並びに極東の平和及び安定を確保するに当たり、日米両国間ににおいて適切な役割りの分担が望ましいことを認め

るとともに、鈴木總理は、日本は自主的にかつ憲法及び基本的な防衛政策に従つて日本の領域及び周辺海空域における防衛力を改善し、並びに在日米軍の財政的負担をさらに軽減するためなお一層の努力を行うよう努める旨述べ、さらに總理がナショナル・プレスクラブにおいて、わが国の周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度の海域における海上交通の保護を行うことができるなどを目標として自衛の範囲内において海上防衛力を整備しているという旨の説明を行つたということではないかと考えるわけでござります。

われわれ防衛庁といいたしましても、以上のような考え方從いまして着実な防衛力の整備に努めているところでございまして、昨年の日米首脳会談を含めあらゆる機会に日米間で安全保障問題について不斷の対話を重ねることは、日米安保体制の信頼性の維持向上に資するものであるというふうに考えております。

○柄谷道一君 それでは、その鈴木總理の説明という中に、日本の意思として、これは海空双方を干海里シーレーンの防衛については含んでいるという考え方で述べられたのかどうか。

○政府委員(塩田章吾) わが国の周辺海域におきまして海上交通の保護を行うための対潜作戦等を行います場合に、洋上の防空ということは当然必要なことあります。このために、航空自衛隊が自分の持つております戦闘機の有効な行動半径の中におきまして海上交通路につきましてもエアカバーすることは当然でござりますけれども、航空自衛隊の行動半径にはおのずから限度がござります。そこで、私どもといたしましては、航空自衛隊の行動半径以上の洋上の防空につきましては、艦艇の防空ミサイルといったようなものを今後とも整備していく必要があるというふうに考えておりまして、そのような努力をいたしておりますわけでございます。そういうような意味におきまして、いま申し上げたような意味におきまして、シーレーンの海上交通の保護につきまして防空といつ

たことも含めておることでござります。
○柄谷道一君 近代の戦闘において制空権のない
シーレーンの防衛というものが果たして可能かど
うか、これはもう結論は明らかでございます。し
かも航空自衛隊には足が限定されているわけでござ
ります。その足が延びないところは艦艇に積載
いたしました対空ミサイルをもつてカバーしてい
きたいということをございますけれども、果たし
てその程度で上空の防衛ができるのかどうかとい
うことになりますと、これもまた疑問でございま
す。昨日の統幕議長の記者会見の内容等を見てお
りますと、この千海里、二つの航路ですね、上空
防衛というものを果たすためにはどうしても支援
基地というもののあり方について考えなければな
らない。いわば新しく航路帯の中に航空機基地を
設定することによって、千海里のシーレーンのい
わゆる上空防衛に力を注いでいく必要があるんで
はなかろうかということを示唆しているんではな
いかと受けとめられる向きもあるわけでございま
す。この点についてさらにその見解をお述べいた
だきたい。

○炳谷道一君 白紙だということは、今後検討の俎上に上ることがあり得るというふうにとらまえていいんですか。

○政府委員(塙田章君) 祢上に上ることがあり得るかどうかということを考えたとともにございませんので、現時点ではそれ以上のお答えはいたしかねます。

○炳谷道一君 いろいろな問い合わせをしましてもそれ以上の答えが出ないということになりますと、どうもわからないまま質問を終わることにならざるを得ないわけでございますが、最後に長官にお伺いいたしたいと思います。

私は新聞をよく読みまして、アメリカの下院における公聴会におけるいろいろの人々の陳述を読み取ってみました。その中で、たとえばジエラルド・カーチス・コロンビア大学教授の陳述の中に、千海里の航路帯の哨戒については日米は合意しているが、その防衛では一致していない、こう述べております。またウイリアム・ギン前在日米軍司令官は、現在の日本はいかなる形の限定された攻撃にも対処し得る能力がない。一定のソ連の攻撃に対し、三海域封鎖、海空域防衛、航路帯干海里防衛などについて独立で対処する能力を持つべきだと、こう述べております。さらに、フランス・ウェスト国防次官補は、海空自衛隊の規模、装備は、日本政府自身が潜在的脅威と規定している八〇年代のソ連の軍事力水準から、千海里内の航路帯を防衛することはできないと、このようすに陳述をいたしまして、一様に日本に対する千海里の海空防衛能力の向上を求めていると、こう私は読み取るのでございます。

こうしたアメリカ側の一般的に公聴会の中から得られる日本への期待に対し、防衛庁としてどう対処していくかとしておられるのか、いかがであります。

○政府委員(塙田章君) いまいろいろお名前を挙げられまして、公聴会での発言が御指摘になつたわけでございますが、そういった点は私どもも承認でございますが、そういうふうにとらまえていいんですか。

知りたしておりますて、そういうたつた発言がありました。そういうことからもうかがえますように、アメリカ側は一般的にわが国の現在の海上自衛隊の能力でシーレーンの防衛に不足ではないかといふことについて指摘をし、一般的な期待を持つてゐるということは言えるかと思います。

それに対しましてわが方が一体どういう対応をするかということでお答え申上げておりますように、現らしぶしお答え申し上げておりますように、現在の私たちの目標といたしまして、防衛計画大綱の線に一日も早く到達したいと、それがわれわれに与えられた目下の急務であるという考え方のもとに現在の作業を進めておると、こうしたことでございます。

○柄谷道一君 最後に、防衛庁長官にお伺いしますけれども、アメリカの期待と日本の対応、これがぴたり一致しないことはもう言えるわけですね。そこで、私は去る二十三日の委員会でも質問したわけでござりますけれども、公聴会の内容やその他にも、ホルドリッジ国務次官補は、安全保障問題が向こう数年間に当面する基本的危険は、経済および防衛面での日本に対する期待の増大と、これに応じる日本側の能力または意図との不均衡にあると。ジョンソン元駐日大使は、安全保障問題の出発点は脅威についての日米共通の認識であるべきだが、両国間にこの点で合意ができることはない。スカラビーノ・カリフォルニア大学教授は、日本の防衛について重要なのは、予算の数字でなく、ソ連の脅威に対する認識と防衛上の役割であると、このように述べているわけです。

そこで私は、ソ連の脅威といふものについてアメリカの期待、日本の対応、これについて差があるといふことが彼らの述べておる危機の根源であると、こう受けとめられるわけでござりますけれども、もしそうだとするならば、私は脅威といふものに対する日本の認識がアメリカのそれと異なるならば、具体的な論証を挙げてアメリカの理解を求めるべきであり、もし共通の認識であるとす

るならば、これに対しても日米間の具体的対応の調整を行なうことが同盟関係を結んだ日米関係の上で最も緊要な対応でなければならぬと、こう思ふんです。この点に対する長官の所見伺ひます。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 米国議会の公聴会等で御論議のありましたソ連の脅威の認識について、いわゆるソ連の一貫した軍事力の増強やこれを背景とする周辺諸国や第三世界への勢力拡張等もあり、最近の国際軍事情勢には厳しいものがあること。また極東ソ連軍の質、量両面にわたる増強等はわが国にとって潜在的脅威の増大であると、いふような点で日米間で認識が一致しております。

しかしながら、その認識に対する対応でござりますけれども、アメリカの方は、自由主義諸国リーダーとして強大な軍事力を基礎にグローバルに世界の平和と安全に深く関与しその責任を果たすようとしているのに對しまして、わが国は、憲法及び基本的な防衛政策に従い、わが国自身の防衛のために必要な範囲で防衛力を整備しているものでございまして、その対応の違いが出てくるのはやむを得ないものでございまして、このことについてはアメリカ側も理解をしているわけでござります。また、そのようにわれわれも考えております。

しかし、われわれとしては、そういう厳しい国際事情勢にもかんがみまして、今後とも日米安保体制を堅持しながら、その信頼性の維持の向上を図りながら、われわれの方針に従いまして防衛力の整備を着実に行っていく所存でございます。

○委員長(遠藤要君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

休憩前に引き続き、昭和五十七年度総予算中、整理府所管のうち防衛本庁、防衛施設庁を議題とし、質疑を行います。

○山崎昇君 まず最初に、法制局長官に二点ほど、私自身整理をするために法律的な見解をお聞きをしておきたいと思うのですが、第一点は、防衛庁設置法の第二条によりますと、防衛庁を背景とする周辺諸国や第三世界への勢力拡張等によるところが、自衛隊法の第二条によりますといふ点で、自衛隊の定義がございまして、この法律に基づいて、総理府の外局として、防衛庁を置く」と、こうなっておりますから、「言うならば

国家行政組織法に言う行政機関ということになりますけれども、自衛隊法の第二条にありますといふ点で、自衛隊の定義がございまして、この法律において、自衛隊とは、防衛庁長官及び政務次官、事務次官、参事官等々を含むものとすると、自衛隊法から見て「一体どういうふうに私どもこれを理解をしたらいいのか。防衛庁が管理する自衛隊ではあるんですが、防衛庁は組織法上の行政機関である。自衛隊は一体それじゃ何なのだろうか。改めて国家行政組織法を見ますと、国家行政組織法の第八条では附属機関が置かれるこことになっていましたが、防衛庁は支分部局が置かれることになつてゐる。第九条では支分部局が置かれることになつてゐる。それにも該当しない。そして、いま申し上げましたように、自衛隊そのものは防衛庁長官以下全部含めるというかつこうになつておる。これは法律論的に、あるいは組織的に言えば、私どもどういうふうにこれを理解をしておつたらいのか。ゆうべも当時の人事局長でありました加藤さんの本も読んでみましたが、なかなか私自身法律的に理解ができない点がたくさんございました。たゞ見解をお聞きをしておきたい。

○政府委員(角田謙次郎君) 防衛庁といいましても、自衛隊といいましても、ともに同一の防衛行政組織を指すものであるという点においては変わらないと思います。ただ、御質問にありました

国家行政組織法との関連ということになりますと、防衛庁は国家行政組織法上の行政機関つまり総理府に置かれる外局として行政機関であるわけあります。それはいわば、国家行政組織法という目から見ますと、諦的かつ行政機関としてこれをとらえた場合にこれを防衛庁と言ふのだと思います。それをさらに実力組織という面の、部隊行動をするという動的な面からとらえた場合にこれを自衛隊と言うことになろうかと思いま

す。正確に言いますと、先ほど御指摘になりました自衛隊法の第二条でも、あくまで実力部隊であるという点に着目をしてとらえておりますから、防衛庁の中でも自衛隊の離職者就職審査会というよ

うなものであるとか、あるいは防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、労務部及び附属機関というものは除かれているわけであり、そういう意味において、実力部隊であるという面に着目していわば動的にとらえたものが自衛隊である。その関係は、防衛庁設置法の六条で、「自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成」云々に述べて、直接自衛隊というものをとらえて国家行政組織法上の何らかの位置づけとするのはなしまた、自衛隊法の定めるところによる」というふうに規定されているのだと思います。したがつて、直接自衛隊といふものをとらえて国家行政組織法上の何らかの位置づけとするのはなしまた、自衛隊法の定めるところによる」というふうに規定されているのだと思います。したがつて、直接自衛隊といふものをとらえて国家行政組織法上の何らかの位置づけとするのはなしまた、自衛隊法の定めるところによる」というふうに規定されているのだと思います。したがつて、直接自衛隊といふものをとらえて国家行政組織法上の何らかの位置づけとするのはなしまた、自衛隊法の定めるところによる」というふうに規定されています。しかし、少なくとも日本におきます國家行政組織というのは、国家行政組織法できちつと基本原則が決められて、それに基づいて設置をされると、実力部隊であるという点に着目しての特別の位置づけをしたものと考へております。

○山崎昇君 どうもやっぱり法律的な見解ではないんだね、あなたのは、加藤陽三さんも諦的などらえ方と動的などらえ方という意味のことは言っています。しかし、少なくとも日本におきます国家行政組織というのは、国家行政組織法できちつと

あたりまることであつて、国家行政組織法でいつたらあいまいですね、これは。組織法からいつたら静的だとか動的なんていうことはならぬですね。法律論としては私は何としてもこれは納得できないですよ、正直に申し上げまして。

これは八条の附屬機関でもなければ九条の支分部局でもない。防衛厅そのものは総理府の外局であることはもう間違いがありませんね。その外局が管理する自衛隊というのは何なんだ。その自隊には、日本は官府理論をとつておりますから防衛厅長官以下入っちゃうですね。入つて自衛隊と言う。言うならば、ある意味で言えば防衛厅より広い概念をとつている。一部の者は入りませんが、たとえば防衛施設厅の者とか、一部の者は入りませんが、しかし、少なくとも管理する側の防衛厅長官以下、政務次官、事務次官以下入っちゃう、参事官もですね。そういう意味で言えば、自衛隊の方が法律論で言えば広い概念に私はなつてゐるんじゃないだろうか。どう考えてみても国家行政組織法との関係で言えばあいまいな存在ではないんだろうか。

きょうはそれがメインでありませんけれども、重ねてあなたの見解をお聞きをしておきたい。

○政府委員(角田禮次郎君) 御指摘のように、自衛隊は国家行政組織法の八条の機関でもなければ九条の機関でもないと思います。その点は、先ほど申し上げましたように、あくまで国家行政組織法上の行政組織としてとらえた場合には防衛厅である。ただし、その実体に着目すればそれは実力部隊でありますから、その実力部隊という面から見て別途いろいろ組織なり権限なり任務なりを決めるということは、むしろ普通の行政組織とは違うという点に着目しての合理的な決め方ではないかと思います。

それから最後に、むしろ防衛厅より広いといふようなことをおっしゃいましたけれども、それはそうではなくて、防衛厅と自衛隊というのはむしろ原則的には全く同じ範囲のものを言い、ただ実力部隊という面に着目した場合には自衛隊の方が

むしろ狭いということでありまして、防衛庁と自衛隊が何か自衛隊の方が広いというふうには私どもは考えておりません。

の趣旨だと思いますが、それはやはり自衛隊に対する文民統制というものの重要性にかんがみ、重ねてこのような規定が設けられたものであるといふふうに考えております。

う趣旨をここではつきりあらわすためにこういうような規定が設けられたのではないかと思います。その趣旨は、実は先日参議院の予算委員会で源田委員の御質問に対し私がそのような趣旨のことをお答えしたわけでござります。ただいまの御質問に対しても同じような考え方でお答えがで

あることはもう間違いがありませんね。その外局が管理する自衛隊というは何なんだ。その自隊には、日本は官序理論をとつておりますから防衛廳長官以下入っちゃうですね。入つて自衛隊と言う。言うならば、ある意味で言えば防衛廳より広い概念をとっている。一部の者は入りませんが、たとえば防衛施設廳の者とか、一部の者は入りませんが、しかし、少なくとも管理する側の防衛廳長官以下、政務次官、事務次官以下入っちゃう、参事官もですね。そういう意味で言えば、自衛隊の方が法律論で言えば広い概念に私はなってないんじゃないだろうか。どう考えてみても国家行政組織法との関係で言えばあいまいな存在ではないだらうか。

きょうはそれがマーンでありませんけれども、重ねてあなたの見解をお聞きをしておきたい。

○政府委員(角田禮次郎君) 御指摘のように、自衛隊は国家行政組織法の八条の機関でもなければ九条の機関でもないと思います。その点は、先ほど申し上げましたように、あくまで国家行政組織法上の行政組織としてとらえた場合には防衛廳である。ただし、その実体に着目すればそれは実力部隊でありますから、その実力部隊という面から見て別途いろいろ組織なり組織なり任務なりを決めるということは、むしろ普通の行政組織とは違うという点に着目しての合理的な決め方ではないかと思います。

むしろ狭いということでありまして、防衛庁と自衛隊が何か自衛隊の方が広いというふうには私どもは考えておりません。

の趣旨だと思いますが、それはやはり自衛隊に対する文民統制というものの重要性にかんがみ、重ねてこのような規定が設けられたものであるといふふうに考えております。

う趣旨をここではつきりあらわすためにこういうような規定が設けられたのではないかと思います。その趣旨は、実は先日参議院の予算委員会で源田委員の御質問に対し私がそのような趣旨のことをお答えしたわけでござります。ただいまの御質問に対しても同じような考え方でお答えがで

あることはもう間違いがありませんね。その外局が管理する自衛隊というのは何なんだ。その自衛隊には、日本は官府理論をとつておりますから防衛廳長官以下入っちゃうですね。入つて自衛隊と言ふ。言ふならば、ある意味で言えば防衛廳より広い概念をとつている。一部の者は入りませんよ、たとえば防衛施設廳の者とか、一部の者は入りませんが、しかし、少なくとも管理する側の防衛廳長官以下、政務次官、事務次官以下入っちゃう、参事官もですね。そういう意味で言えば、自衛隊の方が法律論で言えば広い概念に私はなってないんじゃないだろうか。どう考えてみても國家行政組織法との関係で言えばあいまいな存在ではあるらしいから。

いのは、衆議院の予算委員会あるいは参議院の予算委員会もそうでありましたけれども、F-4の問題に端を発しまして、言うならばシビリアンコントロールとも関連あるわけですが、自衛隊法の七条にだけ「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」と、こうあります。この規定がシビリアンコントロールというものとやっぱり密接不可分の関係に一つはあるのではないか。あの問題が出たときに総理大臣は、いやわれはそこまで知らなかつたんだ、そういう説明がなかつたんだ。これは防衛庁長官の補佐が悪かつたのか説明が悪かつたのかは問題の存するところだと思うんですが、こういう規定は他の行政機関にはございません。

実は先般、これは問題は違うんですが、自民党的古井さんの内閣総理大臣の権限をめぐります論文とか、あるいは林修三さんの論文でありますとか読んでみますというと、行政権は内閣にある、内閣総理大臣は閣議の決定に基づいて各部局を指揮監督をする、これが基本であることは間違いないかもしれませんね。そしてまた自衛隊から言うならば、防衛庁から言うならば、これは総理府の外局として設置をされる。総理府の長は内閣総理大臣であって、ただ、ただし書きで國務大臣を防衛庁長官に充てて、防衛庁長官を指揮監督することになっているわけですね。そういう意味で言うならば、私は通常の行政機関とやっぱり同じ形態で、あって、とりわけここにこれを持ってきたといふのは、いまあなたの説明以上のが何があるの

○山崎昇君 そうすると、整理してお伺いしておきたいのは、本当の意味のシビリアンコントロールをきちっとするために、改めて自衛隊という存在が重要な存在であるだけに、内閣総理大臣の権限といふものを明確に規定をしておいたんだと、そういうふうに整理しておきたいと私は思うんでですが、いいですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 大体そういう趣旨でござります。先ほど申し上げましたように、実力部隊であるという点に着目して自衛隊法というものができておる、同じような趣旨でこの内閣総理大臣の指揮監督権というものが明記されておる、こういうことであります。

○山崎昇君 実力部隊云々はまた別な機会にやりますよ、きょうはこの二点こまづ法律のところ

なしだからだ。
きようはそれがマーンでありますんけれども、
重ねてあなたの見解をお聞きをしておきたい。
○政府委員(角田禮次郎君) 御指摘のように、自
衛隊は国家行政組織法の八条の機関でもなければ

そこで、一体自衛隊法の第七条のこの規定というのはどういう趣旨でこれが入れられたのか。またこれはたとえば憲法の六十五条规定と、七十二条とありますとか、あるいは内閣法の六条でありますとか、こういう法制関係と一体ど

○政府委員(角田禮次郎君) 防衛庁は総理府の外
のは、いまあなたの説明以上のものが何かあるのかなあという気がするんです、これは。法制的にこういう規定を入れなければ文民統制ができるないのかどうか、これも重ねてあなたの見解をお聞きをしておきたい。

ますが、きょうはこの二点だけます法律的にお聞きをしたわけですから、法制局長官結構です。

そこで、防衛厅長官に私はお聞きをしたいと思ふんですが、きょうここに、私が最近読んだ本でございまして、主として自衛隊の制服をやつてお

ど申し上げましたように、あくまで国家行政組織法上の行政組織としてとらえた場合には防衛庁である。ただし、その実体に着目すればそれは実力部隊でありますから、その実力部隊という面から見て別途いろいろ組織なり権限なり任務なりを決めるということは、むしろ普通の行政組織とは違ふところである点を省みての割り内は失礼方ではない

官の見解をお聞きをしておきたいと思うんです。
○政府委員(角田謙次郎君)　自衛隊法七条のそもそもの趣旨は、自衛隊の管理運営を含むいわゆる行政権といいうものは内閣に帰属する、これが憲法のたてまえでありますから、自衛隊に対する指揮監督権についても、最終的には内閣の首長であり内閣を代表する内閣総理大臣がこれを行使する、

○政府委員(角田種次郎君) 防衛庁は総理府の外局でございますから、総理府の長である内閣総理大臣は、国の防衛に関する事務を分担管理する大臣として、当然その中にはいわゆる民元統制とうような立場に立つ管理運営というものを権限として持つてゐると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、自衛隊というものは普通の行政組織と違いまして実力組織であるわけでござります。そこで、そういう意味の普通の行政事務としてもむろん文民統制は可能だと思いますけれども、さうこそそれをつけ加えて、行政権の最高の責

それから最後に、むしろ防衛庁より広いといふようなことをおっしゃいましたけれども、それはそうではなくて、防衛庁と自衛隊というのはむしろ原則的には全く同じ範囲のものを言い、ただ実力部隊という面に着目した場合には自衛隊の方が

そういうことを明らかにしたものだと思います。その意味では内閣法六条と同趣旨に出るものと解しております。

ます、そこで、そういう意味の普通の行政事務をして、もちろん文民統制は可能だと思いますけれども、さらにそれにつけて加えて、行政権の最高の責任者である内閣総理大臣、その内閣総理大臣が簡単に言えば自衛隊の最高指揮官であると、そういう

「自衛隊のみたん通軍」でありますとかあるいは「日米共同作戦」でありますとか、あるいは「自衛隊は役に立つのか」という前の統幕議長の方々が中心になつた本等々を読んでみましても、専守防衛というものについてはさわめて否定的で

あります。こんなもので日本は守れるものではないんだ、専守防衛といつのはナンセンスなんだと、軍事的にいえば戦略守勢というんだそうでありますが、ナンセンスである。政治スローガンにすぎないんだと、一口で言えれば総じて大体そういう見解のようでございます。

そこで、一体防衛廳長官は、何回もいろんな質問がありまして、わが國は専守防衛に徹するんだと、こう言うんですが、あなたは専守防衛というものについてどういうお考えを持っておるのか、お聞きをしておきたい。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その際、防衛力行使の態様もあり方も自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も必要最小限度のものに限られる。そういうことで、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を言っているわけでございまして、これはわが國の防衛の基本的な方針となっているものでござります。われわれとしては、従来からこの専守防衛を基本として防衛力整備を行つてゐることでございまして、これと米国との安全保障体制と相まってわが國の平和と安全を確保しようとするものでござります。

○山崎昇君 私の承知する限り、この専守防衛という言葉を使われたのは中曾根さんが長官のときの防衛白書であつたと記憶をしているわけです。「わが國の防衛は、専守防衛を本旨とする。」といふのが専守防衛であったと私は記憶をしています。そこで、それ以来この専守防衛という言葉が大変議論になつて今日まで來ているんですが、新たに重ねて二点ほど関連してお聞きをするんですが、この専守防衛というものを国民にわかりやすく説明をすればこういうふうになるというふうに説明した学者がおりました。それはショーウィンドーのガラスみたいなものである、そのガラスを破らなければ中のものを取ることはできないんだ、だから自衛隊というのはショーウィンドーの

ガラスと同様なんだ、専守防衛とはそういうものなんだ、こういう説明をされました。これについてあなたはどういう見解をお持ちになりますか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 表現としては大変興味あると思いますけれども、そういうような弱いものであつてはならないと思います。

○山崎昇君 いや、弱い強いではないんです。さつきあなたは、相手の攻撃があつたときにそれに對して守るんです、その力も最小限です、こういう説明がありましたから、それに関連して、言うならば専守防衛というのは相手が来て初めてなるわけですから、こつちから行くわけじゃない。そういう意味ではショーウィンドーのガラスと同じなんだ、破らなければ中のものを取れないんですけど、厚さを増すのか、あるいは薄いものにしておるけれども、そういう存在が自衛隊なんだという説明があるんですねが、ただ弱い弱いの問題ではあります。だから、そのガラスを防弾ガラスにするのか、厚さを増すのか、あるいは薄いものにしておるのか、これは最小限度の考え方にはいろいろあります。それが、しかもそういうのがないことを未然に防止をすることを考えつつ、もし侵略があったならば小規模な限定的なものに対しても強力で排除する。そしてまた、安保条約の発動によつたなら、アメリカと共に対処をするということでおぎまして、そういうことからそれを内野と外野といふうにきつと分けた表現とわれわれの考え方

と防衛の問題をこれまで正確に比較することもむずかしいわけでございますけれども、われわれの基本は、いまも申し上げましたとおり、日米安保条約というものを結んで、限定期的な小規模な侵略に対するは、しかもそういうのがないことを、未然に防止をすることを考えつつ、もし侵略があつたなら、小規模な限定的なものに対しても強力で排除する。そしてまた、安保条約の発動によつたなら、アメリカと共に対処をするということでおぎまして、そういうことからそれを内野と外野といふうにきつと分けた表現とわれわれの考え方

と、正面装備という形で、言うならば兵器優先の予算編成になつてゐるのではないんだろか。言つたならば、このときのこういう精神というのを見解を持ちますか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) これも、野球の用語と防衛の問題をこれまで正確に比較することもむずかしいわけでございますけれども、われわれの基本は、いまも申し上げましたとおり、日米安保条約というものを結んで、限定期的な小規模な侵略に対するは、しかもそういうのがないことを、未然に防止をすることを考えつつ、もし侵略があつたなら、小規模な限定的なものに対しても強力で排除する。そしてまた、安保条約の発動によつたなら、アメリカと共に対処をするということでおぎまして、そういうことからそれを内野と外野といふうにきつと分けた表現とわれわれの考え方

と、正面装備のみにというようなお話をございませんで、基本的に専守防衛というのをそういうもののかどうか、あなたに見解をお聞きをしておきたい。

○山崎昇君 形容詞の問題と防衛の問題を適切に比較してお答え申し上げるのはなかなかむずかしいわけですから、私はまことに申上げましたとおり、そういうすぐ破られるようなショーウィンドーのようなものではあってはならないと思います。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 形容詞の問題と防衛の問題を追つてきてみて、いろんな解説を見ながら、なるほどそういうやつぱり言い方もあるのかなとうふうに考えてきているわけなんですが、あなたに大変恐縮と思ふんですが、私はまことに三島由紀夫さんと対談をしまして、そのときに予算編成の三原則というのをつくるわけなんですが、そのときに彼は「自衛官の人間尊重」ということが一番重要である。自衛官である前に人間であり、國民であつて、そして自衛官であるわけです。そういう意味において日本國憲法の持つている人権保障などの諸権利は当然持つべきである。」というのが第一に述べられておる。

○山崎昇君 第二は、「端的に言えば、自衛隊というのは若い技術者の集団である。技術的にも練度の高い技術者として自衛官を育てていきたいたんだ。」と、これが第二です。「それには、住居の問題とか待遇とか、そういう身の回りの問題が入つていかな

日米防衛協定でアメリカは外野を守つて、日本は内野を守るんだ、そういう意味で、自衛隊といつのは専守防衛なんです、これが西村さんの説明であります。一番大事なことがあります。」と、

しかし、最近の防衛廳のあり方を見るという見解を持ちますか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) いまお話をございましたけれども、正面装備そのものが防衛力の大綱の水準になかなか到達してない。しかも調達に相当程度時間がかかるとということなどから考えますと、やはりいま正面装備に対してわれわれが急いでおります態度は御理解いただけるものと

それと、正面装備のみにというようなお話をございましたけれども、正面装備そのものが防衛力の大綱の水準になかなか到達してない。しかも調達に相当程度時間がかかるとということなどから考えますと、やはりいま正面装備に対してわれわれが急いでおります態度は御理解いただけるものです。

また反面、繰り返しになりますけれども、どんなに正面装備が行き上がつても、それを運用するには自衛隊の皆さんであり、われわれであるわけでございますから、あくまで自衛隊の人間性、あるいはまた技術者としての練度の向上、あるいはまた技術者としての練度の向上、あるいはまた國を愛する気概等、そういう自衛隊の人の問題はきわめて大事であるというふうに考えておられます。

○山崎昇君 ここで明確にやつぱり人間第一、次に兵器。しかし、最近の防衛廳の動向は、最初に兵器、人間はその後。そういう傾向じゃないであります。私が、あなた方がどういうふうに答弁しようと、最近の防衛廳のあり方というのは、や

ければならない。考え方の基点を人間尊重、人間第一。次に兵器だ。」と、こういうことを述べられて、三島由紀夫さんも「それはおっしゃるとおりあります。一番大事なことがあります。」と、

1

い、この世の中から核なんというものはなくした方がいい、そういう決意をあなたはお持ちですか」と聞いているんです。

（国務大臣官房第一課長）

な、そういうような事態は一日も早くなくなることを希望しております。

の方々等の対談や論文になつてゐるわけですが、どれを見ても全部ソ連を相手に戦うということが基礎になつてゐる。もうソ連が攻めてくるものだと、それにどう対応するのか、これが基礎になつて書かれてゐるわけです。あるいはまた、つい最近でありますけれども、いま全国で大変もてておられるようではあります、竹田五郎さんの「宝石」の三月号を読ましてもらえば、自衛隊のあり方というのは、まずソ連が攻めてきたらそれがどこから攻めてきて、どういう攻め方をするかというナリオをつくつて、それに基づいて防衛力の増強をすべきである、いまの政府のやつてていることは逆だと、一%がどうだとか何がどうだとか、ああいうのはナンセンスでありますと。そして、私が前に予算委員会で鈴木さんにお伺いしただけれども、これはこの「自衛隊の秘密」という本に出しておりましたように、大平さんがカーターと会つたときに、日本は不沈空母だと、こういう言葉を使われたということはここに書いてありましたからそれを使つた。そうしたら、やっぱり竹田五郎さんも、戦略的に見れば日本はアメリカの不沈空母でありますと書いてゐる。

すべてソ連がいまにでも上陸する、いまにでも攻めてくる、そういう形の上で実は制服の方々と、いうのはやめられたら講演されると本も書かわる。そして、竹田さんの話、恐縮でありますかが言えど、そのシナリオはもしつくるとすれば百を越えるんじゃないかと書いている。いろんな場合を

想定して防衛厅の防衛力を整備をしていくんだ
と、こういう骨子のようであります。また反面、
同じ防衛厅におられた方でも、日ソの二国間だけ
で戦争はあり得ない、日本が戦争になるのは米ソ

の戦争に巻き込まれるときだけが日本が戦争にな

るんだ、言うならばアメリカの巻き添えを食うと
きに初めて日本は戦争という状態になるんだ、こ
う説く人もあります。

そこで、防衛庁長官にお尋ねいたしますが、あ
なたは日本が戦争になるという場合は、どういう
場合が日本が一体戦争になるとお考えなのか。そ

して、どういうあなたはシナリオを持つてそれに備えるための防衛力の増強というものをお考えになつているのか。この機会ですからお聞きをしておきます。

西間の全面的な軍事衝突や、それを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争は抑止されているところでございます。が、もともと国際情勢といふのは常に先行き予断を許さないものがあるわけでございまして、現時点で将来わが国に対する侵略行為の危機が現れてゐることから、その場合

の発生が予想されるとしているところと、その場合の
契機となるものは何であるかということについて
申し上げることは困難でありまして、先生のお手
答えにはそのままならないわけでござりますけれ
ども、われわれとしてはわれわれ自身のできるだけ
の防衛力を整備を急ぎながら、反面、日米安保

○山崎昇君 やっぱりお答えにならぬのですね、体制の信頼性の維持をこれもまた不斷に向上を図りながら、すき間のない防衛体制というものをつくり上げるのがわれわれ防衛庁としての国民に対する現時点での急務であるというふうに考えております。

あなたの言つてることは。

いまあなたに示しましたように、これは竹田さん
の「宝石」の三月号、「自衛隊を張り子の虎に
するな」という論文の一節です。大変この人はあ
つちこつちでこの自衛隊増強について演説してい

るんですが、その中に「戦略環境、侵略者の意図、戦略・戦術的な侵略規模、様相等を分析系列化する(つまりは、わが国に対する侵略のシナリオを作ること)だが、おそらく百種を超えるであろう

う。」と、そういうものをつくって、それに基づ

いて防衛力を増強しなさい、そうではないのはナンセンスだと言わんばかりにこれは書いてある。そして、いま私が申し上げましたように、「つまり日本は、米軍にとつては巨大な不沈空母であり、ソ連にとつては大きな目の上の瘤なのであります。」、こういう表現を使って、あちこちでいま専

門家と言われるかつての制服の方々は演説をして、防衛力の増強に一役買っているわけでしよう。そういうことを私は見るたびに本当に寒い思いをするわけです。

そして、私はきょう、最近読んだ本しか持つてきていませんが、これもまた大賀良平さん、竹田

五郎さん、永野茂門さん、三人で書かれた「日本の共同作戦」という本です。これによると、日本の参戦のきっかけは何か。太平洋シーレーン攻撃の余波を受けて太平洋上からどこかで沈没された場合——これは日本の船か何かだと思う。第二は、庄田長軍も他の艦を攻撃して場合。第三はアメリカ

在日米宣戦状が公報された場合、第三回は、その要請に基づいて三海峡の封鎖を迫られる、場合に日本は戦争になりますよ。言うならば、日本とソ連との関係では、二国間では戦争の状態にはならない、ない、あり得ない。アメリカとソ連との関係で日本は巻き添えを食うんだ。これがこ

ういう制限の方々の書いております論文ですよ
それに基づいて海峡の封鎖でありますとか、後で
シーレーンは聞きますけれども、そういうことに
ついて述べておられるわけです。
だから、いま私は、防衛庁のこととしの予算を見
まして、ずいぶん衆議院でも議論になりました。

なぜこれだけ予算が詰まっているときに防衛予算

だけふえるのか、なぜ防衛庁の予算だけ突出するのかという議論は、私は背景にこういうかつて制服であった方々の日本戦争論みたいなものがあるて、それに基づいて着々とあなた方は防衛力を進

めてきているのではないか。そういう気持ちがしてならないんです。いろんなデータを集めて読んでみると、結局はそういう結論になっちゃう。一体防衛庁長官はどういう見解を持ちます

か。

○國務大臣(伊藤宗一郎君) いろいろいまも御披露はございましたけれども、いろいろの御意見があることは承知をしております。しかし、われわれはそういう御意見等にいささかも影響されることはございませんで、われわれ自身がすでにお決めをいただき、国会の御審議もいただいておりま

す防衛計画の大綱の水準にできるだけ早く到達したいという、そういう努力の積み重ねの一環として今回の予算をお願いをしておるわけでございまして、先ほどもお話をございましたようなことについて、一々防衛庁が、われわれのとる態度について影響を受けているというような事実はいさき

○山崎昇君 それはあつたら大変ですよね。しかし、少なくとも在職中専門家と称される方々があちこちへ行つて、国民に対してもういう演説をして、それがまた日本を守る上のような錯覚になりません。

つつあるところに私は危険を感じると言ふんです。そして出てくる結果は、あなたは影響されないと言うけれども、結果はいまの財政事情の中で防衛省予算だけあるじゃないですか。それも、きょうは述べませんけれども、順を追つて私ども整理してみると、これが二つあります。

整理してみると、とにかく、審査だつづりの要旨やら要求やら、ある意味では内政干渉がましいことさえ言つておる。その結果として、あなた方は防衛予算といふものをふやしているんじゃないでしょうか。それだから、私は繰り返しあなたにいまこういう点を申し上げておるわけです。

次にお聞きをしたいんですが、そういう意味で

これからあなたの方はF15といふものをかなり購入される、P3Cといふものもかなり購入される。そこで改めて、これは公式の場でありますから、一体F15というのはどういう性能を持つものなの

か、そしてこれはどういう配置をして、どういう任務につかせるのか。P-3Cというのは一体どういう性能を持つて、これもまた自衛隊としてはどういう配置を行うのか、これをお聞きをしておきたいと思います。

○攻撃戦闘（塙田章志）ます E-1でござりますが、F-15は領空侵犯に対処するとともに、高空侵攻に対しまして要撃戦闘を主たる任務といたします。そのほか必要に応じまして支援戦闘も行うということを任務といたしております要撃戦闘機でございます。

配置でございますけれども、現在まだ新田原に臨時飛行隊を編成した段階でございまして、今後は航空自衛隊の戦闘機基地に逐次配置していくこととございますが、具体的にはどの基地に配置していくかという計画までまだございません。
それからP-3Cでございますが、申し上げるまでもなく、資源の多くを海外に依存しておりますが、我が国としては、我が国周辺の海域における海上交通の安全の確保ということが非常に重要なことでございますが、このために、その安全確保という観点からやはり一番脅威となりますのは潜水艦でございますので、潜水艦に対しまして有効に対処し得るということを目的とした対潜航空機でございます。

後のオンステーション——作戦する時間でござりますけれども、仮に四百海里進出したとしまして、作戦時間は約十一時間といったような性能を持ておりますが、そのほか武装いたしましては魚雷、対潜爆弾、機雷、ロケット弾、ASM——ASMというのは対艦誘導弾でございますが、そういうのは磁気探知機、そういうたものは当然持っておりますが、そのほか武装いたしましては魚雷、対潜爆弾、機雷、ロケット弾、ASM——ASMなどを申し上げましたが、わが国で運用する場合には八時間ということでおきます。

なお、先ほどオンステーション十一時間ということを申し上げましたが、それで考えております。

○山崎昇君　いま性能について説明がありました。これは一人の人のあれですから、これで私はすべてだとは思いませんが、ここにありますのは「世界の最新戦闘機」という、これは木村秀政さんという人の監修された本で、F-15の性能についても書いております。ただ、この中で私は注目をしましたのは、アメリカの空軍当局が一つの結論を得た。それは何か。すなわちいかに超音速機といえども戦闘機対戦闘機の空中戦はほとんどがマッハ一・〇以下の速度で、高度も一万メートル以下で行われることを経験的に知ったと。言葉ならば、これからの中戦というのはこういう超音速の戦闘機は用事がないのではないか。だんだんこれは空中戦としてはすたれていくのではないか、こういう考え方があるということを述べておるわけです。そういう意味で言うならば、これからいま御説明のありましたF-15を多数日本が購入するということは一体いかがなものだらうかという気がしてならないわけです。

それからもう一つは、専門家の話によりますといふと、このF-15を仮に日本が買った場合に、一体この訓練というものをどうされるんだろうか、それから日本の上空に訓練の空域なんというものがあるんだろうか、こういうことが大変専門家の間で心配になつておるのでですが、その点はどうですか。

○政府委員(塙田章君) 超音速戦闘機が実際に空中戦闘を行ふのかということになりますと、それは御指摘の如く、常に互いに最大スピードで戦闘するわけではありません。まあ、そういうこともあります。しかし、もしかすれば、通常はそんなに早いスピードでぶつかり合うということではない。特に最近のように超低空で行動する飛行機が多くなつてまいりますと、当然その時点のスピードは下がつてくるわけです。ただ、どういう形で空中戦闘を行うにしましても、あるいは地上攻撃を行うにしても、行つた後の退避する力とか、そういうようなことにおいてスピードがまさつている方がいいであろうということは一般的には言えると思いますが、空中戦闘自体はお互いに最大速度同士でぶつかるというわけではないだろうと、それは御指摘のとおりではないかと思います。したがって、そのこと 자체をもつて速いことが役に立たないと一概には言えないのでないかと、うふうに思います。

それから、第二の訓練空域の問題でござりますが、これはF-15に限りませんで、現在の航空自衛隊一般に訓練空域につきましては非常に苦心をしておるところでございまして、逐次運輸省とともに相談しながら訓練空域の確保に努めておるわけでございます。これはF-15が入りましたからといつて直ちに特段どうということでなしに、元来航空自衛隊の大きな一つの問題点でありまして、努力をしておるわけでございます。その一つの対策としまして、先ほども話が出ましたが、硫黄島なんかに移動して訓練をするというようなことも考えておるというのも、この訓練空域の問題に関連をいたしました一つの措置ということでござります。

○山崎界君 ある専門の方のお話を聞きますと、マツハ二からマツハ二・五ということになると半径二百五十キロぐらいの訓練空域が必要である。二百五十キロというと、この人の説明によると、東京から佐渡島まで三百三十キロぐらいという

域がなければこの訓練ができない。こんなF 15を多数購入して、ほとんど訓練もできないようなものを航空自衛隊が持つて何するんだろうか。極端なことを言うようですが、海原さんの言葉をかりれば、航空自衛隊は高級飛行クラブだと、こういう言葉を使っていますわな。これはいいか悪いかわかりませんが、本人がそう使っているわけであります。

だから、私がさつき申し上げましたように、いあなたも言ったように、もう超高度のところで超スピードでの空中戦というものはあり得なくなつてきている。そういう意味で言うならば、F 15をこれから多数日本が買うなんということは、私はやはり少しむだな気分がしてならぬわけです。ましてや訓練空域もない。また、訓練をするということになればこれ大変な金がかかるんじやないだろうか、こう思ふんです。そういう意味でこの点は私はもつと真剣にひとつ考えてもらいたい。それからP 3 Cについても、これも制服の方の言葉をたびたびかりて恐縮でありますけれども、竹田さんの言葉をかりると、八戸に配属するのかと聞いたたら返事がなかつたと、重ねて聞いたらまた返事がなかつた。言うならば、P 3 Cを買っても、一体どこに配属して何の任務でどうするのかということさえまだ自衛隊にはないんではないか。P 3 C一機で、私ども聞くのは、大体四国一円ぐらい警戒といいますか任務がやれると聞いているわけです。これを二十機も三十機も買つて一体日本をどういう形で警戒をするのか。私は軍事力というのはよくわかりませんけれども、どうもそういう方々の話を聞けば聞くほど、いま防衛庁がやろうとしておりますこれらこの種の装備のあり方というものについて疑問をやっぱり持つてくるわけです。

Digitized by srujanika@gmail.com

二

したが、P-3Cは、現在厚木に最初の飛行隊を——まだ飛行隊までいっておりませんけれども、年度末にはたしか八機になると思いますが、編成いたしまして、そこからスタートいたしますが、その後、先ほどのF-15と同じように今後どのが、基地にどのように配置していくかということをまだ決めておりません。P-2Jのリタイアしていく様子に応じまして今後逐次P-3Cが入ってきて、それを配置していくわけですが、具体的な配置計画というところまでは、現在検討はもちらんいたしておりますが、決まっておるわけではありません。

それで、これをどう配置してどう使うのかと、ございません。

うことでございますが、一機でもって相当の広い範囲の捜索行動能力を持つておるということは、先ほども御説明を申し上げ、またいま先生からも御指摘があつたとおりでございますが、このP-3Cを使いまして先ほど来議論になつておりますわが国周辺數百海里あるいは航路帯を設ける場合においては約一千海里程度の海上防衛というようなことを考えました場合に、このP-3Cが今後対潜水艦作戦の主力になつていくというふうにわれわれは考へておるところでございます。

○山崎昇君 次に、長官にお聞きをしておきたい
んですが、これもすいぶん質問があつた点だと思
うんですが、シーレーンですね。これも何かわか
つてているようで私もよくわからぬものですか
ら、シーレーンというのは一体何なのか、そして
どうされようとするのか、まずお聞きをしたい。
○国務大臣(伊藤宗一郎君) 御指摘のよう、
シーレーンということにつきましても特に明確な
定義があるわけではございませんけれども、一般
的には海上交通路という意味で使われているもの
と申します。

と君矢をしでおりまでは、
そういうわれが國への船舶の航行ルート、シーレーンはいろいろあるわけでござりますけれども、またそのことも御承知のとおりでございますけれども、有事の場合にわが國への海上交通の安全を効率的かつ効果的に確保するためには、航行

する海域をある程度特定する必要があるというふうにも考えております。このためわれわれとしては、有事においていわゆる南西、南東航路帶といつたものを一応念頭に置いておりますけれども、もともとそういう航路帶の設定というのはそのときの脅威の様相等に応じて行われるべきものでありますので、必ずしも特定の航路帶とか海域を固定して考へておられるわけではございません。

○山崎昇君 いま長官の説明があつたんですが、私もやっぱりよくわからないんですね。これも専門の皆さんのお話を聞くと、戦前もこんなことはできない、やれなかつた、やつたためしがない、アメリカといえどもとてもそんなことはできるものではない、ましてや日本ができるものではないという意見と、やろうと思えばやれないこともないという意見と、大きく私は分かれていると思つています。

そこで、これは「週刊ダイヤモンド」という本に関野英夫さんという方が、もし日本の自衛隊がシーレーンをやるとすればどれぐらいのものが必要のかという試算を一つ出しました。それによると、小型空母が三隻、ミサイル潜水艦二十七隻、ヘリ搭載駆逐艦九隻、ミサイル駆逐艦十七隻、駆逐艦五十三隻、護衛艦三十隻、高速哨戒艇四十一隻、こういうものをとりあえず持たなければ、日本が言つております一千海里の航路帯を守るなんということはあり得ないと、そしてこれは金額にして直せばGNPに占める割合は二・七%だ、ざつと現在の三倍だと、これだけで。

ましてや、もう一つ軍事科学研究会の方々の出されたものを見るというと、海上自衛隊の護衛部隊を十七個に増強、主要艦艇数を百三十六隻、これは小型空母十七、対空ミサイル駆逐艦三十四、多目的駆逐艦八十五、総経費に直しまして三十九億円、ざつとGNPの3%かかると。一体こんなことが日本の自衛隊ができるのか、いまの日本の予算がもつのか、こういうふうに指摘している人もおります。

そこで、これは「週刊ダイヤモンド」という本に関野英夫さんという方が、もし日本の自衛隊がシーレーンをやるとすればどれぐらいのものが必要のかという試算を一つ出しました。それによるところ、小型空母が三隻、ミサイル潜水艦二十七隻、ヘリ搭載駆逐艦九隻、ミサイル駆逐艦十七隻、駆逐艦五十三隻、護衛艦三十隻、高速哨戒艇四十隻、こういうものをとりあえず持たなければ、日本が言つております一千海里の航路帯を守るなんということはあり得ないと、そしてこれは金額にしてGNPに占める割合は二・七%だ、ざつと直せばGNPに占める割合は二・七%だ、ざつと現在の三倍だと、これだけで。

ましてや、もう一つ軍事科学研究会の方々の出

方の話を聞くと、とてもそんなことはできるものではない。戦前の商船というのは、船長は海軍の予備士官か船員もまたそういう訓練を受けたようなことはできやせぬ。そして私は運輸省に、最近おきます日本へ外国から参ります船の数字といふものを聞いてみました。聞いてみますと、日本船が全体の大体五二%、外国用船が四八%、特にこの外国船の場合につきましては、日本の国旗を上げていない、どこの船かわからぬ。全部で合計二千五百五隻。総トン数にして六千五百二十二万七千トンですか、これだけのものが出入りしている。どこの国のかわからぬような船が大半だと。いう。シーレーン、シーレーンと言っているけれども、こういうものを一体日本の海上自衛隊は守れるんだろうか。P-3Cが幾ら上を回ってやつてみたところで、どこの海に、大体どの辺にソ連の潜水艦がおりましたよというような情報をアメリカに流す程度ではないか。P-3Cの役目といふのはその程度のものではないか、それ以上のことはできないというのがこういう方々の意見でもあります。

方の話を聞くと、とてもそんなことはできるものではない。戦前の商船というのは、船長は海軍や予備士官か船員もまたそういう訓練を受けたよんな方はがほとんどだと。だから、ある意味で言ふと、艦隊訓練といいますか編隊航行といいますか、そういうものができた。いまの商船はとてもそんなことはできやせぬ。そして私は運輸省に、最におきます日本へ外国から参ります船の数字と、うものを見てみました。聞いてみますと、日本が全体の大体五二%、外國用船が四八%、特にこの外国船の場合につきましては、日本の国旗を上げていない、どこの船かわからぬ。全部で合て二千五百五隻。総トン数にして六千五百二十二三千トンですか、これだけのものが出入りしている。どこの国の船かわからぬような船が大半だ、いう。シーレーン、シーレーンと言っているけれども、こういうものを一体日本の海上自衛隊はこれまでるんだろうか。P 3 C が幾ら上を回ってやつてみたところで、どこの海に、大体どの辺にソ連潜水艦がおりましたよというような情報をアメバに流す程度ではないか。P 3 C の役目といひはその程度のものではないか、それ以上のことはできないというのがこういう方々の意見でもあります。

字を挙げておることももちろん承知いたしておりますが、それだけでも、先生のお話の途中にもございまして、一方、反面防衛計画の大綱はそれが到達していない現状において、いまの海上自衛隊でどうだけできるかということについて、必ずしも十分なことはできないということも率直に申し上げて、一方、反面防衛計画の大綱はそのままではどうなるのかというお尋ねに対しましては、相当な能力の向上が図られる、あるいは大幅な能力向上が図られるというようなお答えをしてきております。それにはもちろん数字的に、現在は何%まで、大綱ができれば何%できるんだということを申し上げておる、それなりにどういうふうなやり方をしてやっていくかということについてはもちろん考えておるわけでございます。

戦前は、確かに日本の海軍の場合、ほとんど商船の護送能力がなくてああいう結果になつたというのは非常に大きな教訓だと言われておりますし、確かに戦前はできなかつたということは言えますけれども、現在、もちろん潜水艦の能力も大変発達しておりますけれども、同時にP-3Cを中心とする飛行機の発達あるいはヘリコプターを搭載しました艦艇のいろんな能力のアップ、そういうようなことを考えまして、私どもとしては必ずしもシーレーンの防衛ということが不可能であるというふうには考えておらないわけであります。

ただ、先ほども申し上げましたように、それでいまだれだけできて、将来どれだけできるんだということを具体的な数字でお示しすることは大変困難な問題でございますので、大御闇説明はおずかしいんですけれども、われわれは防衛計画の大綱の線を一日も早く到達させていただきたい、それによって現状を大幅に改善をして、そういう

た能力をつけていきたいというふうに考えている
だけです。

○山崎昇君 私は、シーレーンというのは二つの前提があると聞いているわけです。一つは、公海の規則についての規則で、もう一つは、公海の規則を適用する際の規則です。

自由の原則というのか第一の条件である。第二の条件というのは、海上輸送に障害が起きないような環境を確保する。言うならば、いまこそ、シーレーンでP3Cを飛ばして商船隊を守るなんとうおこがましいことを言わぬで、もつとやっぱり外交に力を入れて、日本は平和に生きなきやいかぬわけありますから、そういう意味で私は防衛庁のいまのあり方というものに対し危惧の念を持つっているわけなんですが、本来ならもっと詳細に私もきょうデータを持ってきておりますからお聞きをしなきやいけませんけれども、もう時間がなくなつてしまいまいましたからこの程度でやめてねおきたいと思いますが、いずれにいたしましても、このシーレーンの問題についてはいま慎重に扱うというお話をありました。本当に慎重にやってください。膨大な金が要りますよ。

それから、次に聞きましたのは、つまづいて

い二、三日前でありますけれども、石川島播磨軍工の浮きドックの問題が新聞に大変大きく出たわけですが、これも私は読みましたのが去年の七月に読んだんですが、「自衛隊の秘密」という老川さんという諸元新聞の当時ワシントンの特派員だったようであります。この人が一番最初に「浮きドックのパズル」という表題で、もうすでにこのときからこの問題を書いているんです。ですから、私は防衛庁はこの問題について承知をしておったんじゃないだろうか。アメリカは何でいまごろになつて、二年もたつてからこの問題を持ち出して、そして私は防衛力増強の一翼を担うようななかつこうで日本に圧力をかけて来ているんではないだろうか、こう思ふんですが、この問題について一体防衛庁はどういうふうに承知をしておつたのか、その点だけ聞いておきます。

る三月二十七日のワインバーガーとの会談において、アメリカ側から「西側の技術のソ連への流出に關し、かつて日本がソ連に輸出した浮きドックを例に出して、非軍事的な用途であると思われる技術でコマーシャルベースでソ連に売られるようなものでも軍用に転用されるものがある」という一般的な話がありました。これは國際軍事情勢の説明の中の一環として述べられたものでございまして、そのときも米側から、「このことで日本を批判する意図で申し上げているわけではない」と断つてもおりましたし、一般的な注意喚起であるというふうに理解しております。そしてまた、その時点で防衛庁が承知をしておったという事実はございませんし、また防衛庁はソ連を含めた対外貿易の許認可に関しまして判断なり決定をする立場はないということもまた申し添えておきたいと思います。

ているんじゃないだろうか、こういう気持ちに見えこれ見てなるわけです。そういう意味で、ひととつ長官はきちつとした見解をお持ちの上でこれららの運営を図つてもらいたいということを申し上げておきます。

もう私の時間が来まして、大変沖縄の開発庁の方にお聞きをしますが、沖縄にも恐縮なことをいたしましたが、最後に一、二点まとめてお聞きをしておきます。

第一は、防衛施設庁にもお聞きをしますが、沖縄の米軍基地内の土地の強制使用についてことの五月十五日でこれが切れます、法律が。そこで、いままでは日本の法律で措置をしてきておったんですが、聞くところによれば、日米地位協定による米軍用地特別措置法を強制適用するといふ考え方があるやに聞いておりますが、それが事実かどうか。

それから沖縄が復帰をされましてから米軍の基地が減っているかといえば逆にふえていると言わねられておりますが、一体それはどういうことなのか。さらに、米軍の基地があることによって、沖縄の第二次振計もそうであります、振興といふのがきわめて重大な影響を受けて、きのうも沖縄でございぶん議論になりましたけれども、全国都道府県の所得で言えば一番最下位である。東京を二〇〇として沖縄は七八だ、失業者は本土の二倍半である。特に若年層に対し失業者が多い、こういう状況にある。あるいは返還された土地もすべてこれを利用されておりませんで、跡地の利用につきましていろいろな問題があります。

本当は一つ一つきよう細かにお聞きをすればいいんですが、私の時間がなくなりましたからまとめていまお聞きをしているんですが、施設庁長官の見解と、それから第二振計の中におきますこれら一連の問題等について、開発庁の長官きようお話をいたしますが、まず最初の、いま暫定法によりまして、私の質問を終えておきたいと思うのです。

○政府委員吉野実君 順序を追ってお答えをい

も、五月十五日にその暫定法の期限が参ります。現在政府は何をしておりますかと申しますと、米軍用地特措法に基づきまして県の収用委員会に合意が成立していない、つまり大多数のものにつきましては、米軍基地の所有者大多数のものにつきまして、数字で申し上げますと九十九%ぐらいの方につきましては全部合意ができるおりまして賃貸借契約になつておりますが、あと残つておるわずかといいますか〇・四%，人數にいたしますと百人ちょっと超える、こういう人たちが契約に応じてくれないような状態であります。引き続き努力はいたしておりますけれども、安保条約、地位協定の関係で基地として提供しなきやならぬという理由で政府は考えておりますが、特別措置法に従いまして県の収用委員会に裁決の申請をいたしておるところでございます。収用委員会におきましてはほぼ一年以上にわたりましてといいますか、半年以上にわたりまして審理を行つて、われわれいたしましてその結果を期待しておるところでございます。それが一つ。

第二点は、米軍の基地がふえているか減つているか、こういう話でござりますけれども、大勢として——細かい数字はもし必要なら申し上げますけれども、沖縄が復帰になつてから今日に至るまで米軍の基地は全体として減つております。自衛隊の基地はふえております。トータルとしても減つておると、こういうのが実情でございます。詳しい数字が必要であれば後ほど申し上げます。それから、これは沖縄開発庁の方だと思うんですけれども、われわれの方の土地の返還といいますか、基地の返還と沖縄の経済開発との関係についてほんのちょっとだけ申し上げますと、われわれといいたしましても沖縄の経済開発といいますから、そして心の準備をしていただくように努力する、それが一つと、返還に際しましては、われわれの方といたしまして契約に基づきましてしかも

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

こうむるべき損失については法律に従つて補償してしまったし、今後ともその方針を続けていく所存でございます。

○政府委員(美野輪俊三君)お答えいたします。先生から沖縄の米軍基地等の返還跡地の利用につきまして、主として今後どう扱っていくのかと、いう御質問でございます。

私たち、先生御承知のように、沖縄には米軍の施設、区域の五三ヶ所が集中しておるという状況あるいは基地の管理に伴う諸問題が発生をしておるということは承知しておるわけでございます。第一次の振興開発計画におきましても、この返還跡地の利用につきましては、米軍施設、区域の整理縮小の動向を踏まえながら、総合的な土地利用の観点に立つて具体的な施策を検討する必要がある、このようないたしておるところでございまして、その跡地及び跡施設を産業振興及び社会資本の整備に活用していくこととなるわけでございまして、この第二次振興開発計画の中におきましても、基本的にはこのような考え方のもとに跡地利用の有効活用を図つていきたい、このように考えておるところでございます。

○片岡勝治君まず初めに一言、F4の問題について一言私の方から申し上げておきたいと思います。

いろんな問題におきまして国会で答弁をしたということは、国会に対して約束をしたということなんですよ、これこれこういうふうにいたしますということは、したがつて、F4の問題について国会で数年前あのような措置をするという答弁をした以上、やっぱりそれは国会と防衛省との関係の中で処理をしなければならない。しかも総理大臣もまたあなたも、シビリアンコントロールの最高の機能は国会だと、こう言つていますよね。ですから、あなた方がどんなに言いわけをしようとも、今度の処理については、これはシビリアンコント

ロール——文民統制について問題があつたということを言わざるを得ないと想うんです。このことをひとつしか受けとめていただきまして、国会をひとつしか受けとめていただきまして、国会で、ここでは繰り返しません。

それからもう一つ、基本的な問題といたしまして、いまもいろいろシーレーンの問題が論議をされました。私もいま政府が考へておる専守防衛について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、政府と見解を異にするものを持っておりますけれども、それはさておいて、防衛力増強といういふべきなり専守防衛というものは絶対に守つていかなければならぬ。これはもうぎりぎりの線だ

と。しかし今日の趨勢を見てみると、いま山崎委員が指摘されたように、専守防衛もどうやら危機に直面をしている。その路線が各方面から何といいますか批判をされ、誹謗され、政府の方針が

言だらうと思ふわけであります。それはさておきまして、私は、この専守防衛について、防衛力も増強できるんだというよなことまで

決意しなければならぬわけですから。専守防衛はその裏に平和外交、平和政策、そういうものが裏打ちをされて初めて専守防衛という一つの根拠がついています。そういう根拠がついて、どんなに専守防衛をすでに私も予算委員会の方で質問もいたしましたし、すでにいろいろの角度から質問も行われたので、すでにいろいろの角度から質問も行われたので、ここでは繰り返しません。

それからもう一つ、基本的な問題といたしまして、いまもいろいろシーレーンの問題が論議をされました。私もいま政府が考へておる専守防衛について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、政府と見解を異にするものを持つておりますけれども、それはさておいて、防衛力増強といういふべきなり専守防衛というものは絶対に守つていかなければならぬ。これはもうぎりぎりの線だ

と。しかし今日の趨勢を見てみると、いま山崎委員が指摘されたように、専守防衛もどうやら危機に直面をしている。その路線が各方面から何といいますか批判をされ、誹謗され、政府の方針が

言だらうと思ふわけであります。それはさておきまして、私は、この専守防衛について、防衛力も増強できるんだというよなことまで

決意しなければならぬわけですから。専守防衛はその裏に平和外交、平和政策、そういうものが裏打ちをされて初めて専守防衛という一つの根拠がついています。そういう根拠がついて、どんなに専守防衛をすでに私も予算委員会の方で質問もいたしましたし、すでにいろいろの角度から質問も行われたので、ここでは繰り返しません。

それからもう一つ、基本的な問題といたしまして、いまもいろいろシーレーンの問題が論議をされました。私もいま政府が考へておる専守防衛について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、政府と見解を異にするものを持つておりますけれども、それはさておいて、防衛力増強といういふべきなり専守防衛、防衛大綱の基準で日本は守れるかという問い合わせて平和外交を推進する、仮に国民から専守防衛、防衛大綱の基準で日本は守れるかという問い合わせて平和外交を推進する、仮に政府があくまでこれを死守していなければなりません。それはそれで、それ以上に力を平和外交、平和政策を推進していくんだ、そういうこと

を国民に私はぜひ訴えていたいと思うんですね。そうでなければ、いま声高に呼ばれている軍備増強に私は政府があくまでこれを死守していくことはなかなか困難になつていくんじゃないでしょうか。この点を特に申し上げておきたいと思う

ます。○國務大臣(伊藤宗一郎君)予算委員会の席上でも、総理、官房長官等から、また私からも累次答弁を申し上げておりますように、専守防衛といふことでわが国の安全と平和を守つていくということはなかなかにある意味においては大変つらい、何百も船を守ろうなんというのは不可能であるとも聞こえます。私はこの防衛費以上の金を使つても戦争でも戦争をなくしていくということだらうと思うんです。あるいは防衛費以上の金を使つても戦争のために人の命を失わせない、これがいわば平和憲法の基本的な理念でありますから、われわれ自身がそういう決意を固めいかなければならぬ。

すばり言えば、私はこの防衛費以上の金を使つても戦争をなくしていくということだらうと思うんです。あるいは防衛費以上の金を使つても戦争のために人の命を失わせない、これがいわば平和憲法の基本的な理念でありますからね。どんなに

変いいい刺激を与えてくれる、こういうことを言つておるんです。お読みになつたかもしませんけれども、これはその名も高き竹田五郎さんの発言なんです。ちゃんと雑誌に書いてある。こういうふうに踏まえていただきました。これはすでに私も予算委員会の方で質問もいたしましたし、すでにいろいろの角度から質問も行われたので、ここでは繰り返しません。

それからもう一つ、基本的な問題といたしまして、いまもいろいろシーレーンの問題が論議をされました。私もいま政府が考へておる専守防衛について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、政府と見解を異にするものを持つておりますけれども、それはさておいて、防衛力増強といういふべきなり専守防衛をすでに私も予算委員会の方で質問もいたしましたし、すでにいろいろの角度から質問も行われたので、ここでは繰り返しません。

それからもう一つ、基本的な問題といたしまして、いまもいろいろシーレーンの問題が論議をされました。私もいま政府が考へておる専守防衛について、もちろんわれわれはこの防衛政策について、政府と見解を異にするものを持つておりますけれども、それはさておいて、防衛力増強といういふべきなり専守防衛、防衛大綱の基準で日本は守れるかという問い合わせて平和外交を推進する、仮に国民から専守防衛、防衛大綱の基準で日本は守れるかという問い合わせて平和外交を推進する、仮に政府があくまでこれを死守していなければなりません。それはそれで、それ以上に力を平和外交、平和政策を推進していくんだ、そういうこと

を国民に私はぜひ訴えていたいと思うんですね。そうでなければ、いま声高に呼ばれている軍備増強に私は政府があくまでこれを死守していくことはなかなか困難になつていくんじゃないでしょうか。この点を特に申し上げておきたいと思う

ます。○國務大臣(伊藤宗一郎君)平和政策といいますか平和外交が國の大前提といいますか、基本であるという御趣旨には全く同感でございまして、その平和政策なり平和外交が崩れた場合——崩れないうようにするわけですね、場合に、われわれの防衛が専守防衛として出ていくということでございまして、御趣旨の点は全く同感でございま

す。○片岡勝治君日本の防衛といふものについて、私は日本が巨大な軍備を蓄積していけば、特定の国の大前提を出すことについて問題はあるにいたしましたが、ソ連の極東における人間の立場も私は考へて防衛政策というものをやつていただ

きたい。

つまり、専守防衛だけによって日本を防衛はできない。専守防衛の仮に防衛大綱ができたって、いざ戦争になればそんなもの——そんなものと言つちや大変失礼でありますけれども、それによ

て巨大的な軍備を持った国との戦争がもし起これば、それは一瞬にして日本は敗れるということを決意しなければならぬわけですから。専守防衛はその裏に平和外交、平和政策、そういうものが裏打ちをされて初めて専守防衛という一つの根拠が成り立つわけですよ。そういう平和政策や平和外交といふものを抜きにして、どんなに専守防衛を叫んで大綱を速やかに完成させ、あるいはさらに常軌を逸した一つのいま論評が行なわれている。こういうことについて私は本当に憤激にえないのでありますけれども、彼の理論からすればソ連様々だと、増強しているから日本がまさに常軌を逸した発言をするということは、まさに常軌を逸した発言をするということは、まさに常軌を逸した発言をするということは、まさに常軌を逸した発言をするということは、まさに常軌を逸した発言をするということは、まさに常軌を逸した発言をする

やおれの方もまたさらに防衛力を増強しよう、こういう相関関係が出るのは明らかでありますから、そういう点はどこかで断ち切つていかなければならぬということになりますれば、いかにして平和を維持するか、いかにして戦争、紛争を回避していくか、それが日本の防衛であり、それ以外に私は日本を守っていく道はない、こういうひとつ私も信念であります。が、防衛廳も絶えずそのことを念頭に置いて誤りないひとつ路線を進んでいたい。もちろん、われわれは別の一つの考え方を持っていますけれども、いま進めている防衛政策について、いろいろと各方面からあなたの方の計画について、いま山崎さんが指摘したような多くの論評が行われております。そういうものに負げずに専守防衛という線だけは死守をしてもらいたい、このことを申し上げておきたいと思います。

○片岡勝治君 後でひとつこれもメモでお願いをいたします。

次に、在日米軍経費で本来やるべき施設の問題、施設の改善とかなんかがあるわけがありますけれども、これもかねがねアメリカからこの部分についても日本が負担しろと、こういうような強い要求によって年々これが膨張しております。これは本来アメリカが全額出すべき筋のものであるのにアメリカが出さないので日本が負担をしている、こういうことになつてきていますが、時間がありませんから具体的にお聞きします。

駐留軍労務者について、法定福利費あるいは任意福利費等、給与の差額、日本の公務員との給与差、こういう点についてはかねがね政府の方も検討をされ、いま実施をされておりますが、これについてはわからぬわけではありません。本來的に言えば、アメリカが出すべきだということを言えどそれまでだけれども、まあまあ私もその程度についてはやむを得ないだらうということを覚えておるわけであります、しかし他の施設経費を見ますと、たとえば隊舎ということになればこれはアメリカの兵舎ですよね。昭和五十四年度で三沢、横田、岩国、それから昭和五十五年になりますと隊舎七棟、これは三沢、キャンプ座間ほか相当数の地域になつております。それから五十六年度になつてまいりますと車両整備工場、航空機掩体、これは格納庫ですかね。航空機用燃料給油施設、つまりこれは飛行場の米軍の飛行機の燃料給油施設だらうと思います。

最初のうちはそうでもなかつたんですけれども、こういうふうに直接米軍の兵舎とか格納庫とか、そういうものまで日本が負担をするという点については、これはちょっとわれわれとして理解できないと思うんですよ。どなたの防衛省長官のときですか、これは思いやりの一つの施策だとういうようなことで大体始められた政策ですが、こういう点については施設局としてのお考えはどうなんですか。このままでいけばするするする、そのうち飛行機まで買ってくれなんというこ

となるかもしらぬ。

○政府委員(吉野実君) 先生が若干触れられましたように、いわゆる思いやりに基づく労務経費の分担及び提供施設の整備、これについては、それぞれ昭和五十三年及び五十四年からスタートをいたして今日に至つておるわけでございます。

それからそれに関連をいたしまして、ハワイ会談あるいは日米共同コミュニケにおきまして、アメリカ当局から駐留軍経費の負担軽減について向こう側から要望があつて、日本側もそれに対してもうすか地位協定の範囲内と、そう書

いておりませんけれども、まあできるだけの努力はいたしましたようということになつておるわけでございます。だから米側にすれば、具体的に余り申し上げるのはどうかと思うんですけども、新聞等でございますから、光熱水料を持つてくれないかとか、そういうような話もちらほら出たわけ

でござりますけれども、われわれの方といたしましては、あくまでも地位協定の範囲内といふことでござりますので、維持費でありますところの光熱水料とかそういうようなものは持つわけには

まいりません。これは断りました。

申し入れております。

労務費をもつとたくさん持つてくれないと、こういう問題につきましても、いまやつております項目、事項、その範囲を超えては持てない。金額はふくらむかもしれませんけど、それ以は地位協定の解釈上、法制局とも詰めました結果持てないといふことで、私の方はそれはそういうことを

ございます。最近五ヵ年間の主要装備品、艦艇等の予算単価、契約単価の推移、この一覧表をいただきましたけれども、この数字にはいろいろ説明が必要なのでしょう、きっと。しかし私は、これを見ても非常にわかりません。たとえば航空機の値段にいたしましても、べらぼうに高くなつてみたり、また逆に非常に安くなつてみたり、これだけの資料ではとても調達の実態といふものが把握できないんですね。数字が非常に違つてゐるのを一、二例をとつて、こういうこととなつた價値による加工工数が削減いたしました。それが値上がり要因といつましても、それからもう一つ複雑な要因は、輸入部品の為替レートが上がつたり下がつたりしております。それがでこぼこを生む要因になつております。こういったような

ことでございます。

それから一方、F 15の方につきましては、これは最大の要因はF 15につきましてはまだ相当部分を輸入に仰いでおりましてこれを全部アメリカから部品、器材、輸入しておるわけでございますが、アメリカにおきまして大変なインフレがござ

ると、こういうことでございまして、今後どうするんだというお話をございますけれども、先ほど申しましたように、駐留軍経費の負担の軽減につきましては、地位協定があるから幾らふやせといつても限度があります。先ほど申しましたように、光熱水料を持つてといつてもそんなわけにはまらないといふ性質のものではないことはもちろんでございます。

○片岡勝治君 これしかし、予算を見ますと、五十三年度から始められております。しかし、五十四、五十五、五十六を見ますと相当のことは伸び率です。このままで行つたらこれは相当なものだといふうにこの資料を見ると思うわけです。それでいま施設局の説明がありました、何でもかんでもだめだといふような方針のようありますから、その基準のようないものがもしあれば、これも後刻資料として御提出を願いたいと思うんです。

それから最後に、防衛省が調達する兵器の資料がございます。「最近五ヵ年間の主要装備品、艦艇等の予算単価、契約単価の推移」、この一覧表をいたしましたけれども、この数字にはいろいろ説明が必要なのでしょう、きっと。しかし私は、これが見ても非常にわかりません。たとえば

日本との合意でございまして、これに基づいて私は現在作戦計画研究を進めていますし、それからわが方の防衛力の整備いたしましては、このさらに以前の防衛計画の大綱の中にあります防衛構想、こういうものを受けまして防衛力の整備をしておる。その中身としまして、周辺数百海里、航路帯を設ける場合には一千海里の防衛力を整備したい、こういうことをかねてから申しております。こういうことでござります。

○安武洋子君 だから私は聞いております。だからアメリカは、日本がシーレーン、この一千海里それから数百海里、これを独自で分担しなくともいいということを了承しているんですね、だから意見が一致しているんですねということを聞いております。そこを明確に答えてください。

○政府委員(塩田章君) そういう意味では、日本が独自ということではなくて、主体となつて海上自衛隊が作戦を行う、こういうことの中にいまの周辺海域のことは入るわけですから、そういう意味では、海上自衛隊が主体になつて米海軍がこれを支援する、こういう形でございます。

○安武洋子君 そのことをアメリカは了解をしているということですね。もう一遍念のために。

○政府委員(塩田章君) これはガイドラインでござりますから、日本が言つてゐるシーレーンの防衛についていまの自衛隊では不足ではないかという考え方を持つておることはうかがわれるわけでござります。具体的にわれわれに向かってどうしろと言つてはございません。

○安武洋子君 具体的に防衛構想の面で自衛隊のいまの力ではだめなんだと言つてはいるのか、あるいは数字的なものを挙げて言つてはいるのか。対水上艦艇が六十隻とか潜水艦が十六隻、これでは少ないよというふうなことで話が出てゐるのか。その点をもう一つちゃんと明確にしていただきたいし、もう一つ確認をしておきたいのは、ではガードの発言の中で、役割り分担をすると理解しているといふふうな発言がありますけれども、これは向こうが勝手に理解しているだけということになりますね。そうしたら、こういうアメリカの要求に従つていきますと、私はいまの大綱を突破せざるを得ないのではなかろうかと思うわけです。

矢田統合幕僚會議長も、アメリカの要請していれる周辺一千海里シーレーン防衛、これは大綱が達成されても十分な成果が上げられない、こう言つております。そして三月二十六日の参議院の予算委員会で塩田局長が、米側は全般的に防衛計画大纲の線よりももっと多くのものを要求している、こう御答弁なさつていらっしゃいます。

そこで具体的に聞きますが、この防衛計画大綱の線よりもっと多くのものを要求しているといふのはどういうことなのでしょうか、具体的に明かにしていただきたいんです。それは防衛構想の面でそう言つてはいるのか、あるいは數字的なものなのでしょうか、お答えいただけます。

○政府委員(塩田章君) 具体的にではなくて一般的に、シーレーンの防衛について話が出ましたときに、日本のいまの自衛隊の防衛力で十分できないのではないかということを言つておるわけでございまして、このことは、たとえば最近アメリカで行われております公聴会等におきましても政府側の証言の中にも述べております。そういう意味では、アメリカ側としては、そういうところから察しますと、日本が言つてゐるシーレーンの防衛についていまの自衛隊では不足ではないかという考え方を持つておることはうかがわれるわけでござります。具体的にわれわれに向かってどうしろと言つてはございません。

○安武洋子君 具体的に防衛構想の面で自衛隊のいまの力ではだめなんだと言つてはいるのか、あるいは数字的なものを挙げて言つてはいるのか。対水上艦艇が六十隻とか潜水艦が十六隻、これでは少ないよといふうなことで話が出てゐるのか。その点をもう一つちゃんと明確にしていただきたいし、もう一つ確認をしておきたいのは、ではガードの発言の中で、役割り分担をすると理解しているといふふうな発言がありますけれども、これは向こうが勝手に理解しているだけということになりますね。そうしたら、こういうアメリカの要求に従つていきますと、私はいまの大綱を突破せざるを得ないのではなかろうかと思うわけです。

矢田統合幕僚會議長も、アメリカの要請していれる周辺一千海里シーレーン防衛、これは大綱が達成されても十分な成果が上げられない、こう言つております。そして三月二十六日の参議院の予算委員会で塩田局長が、米側は全般的に防衛計画大纲の線よりもっと多くのものを要求している、こう御答弁なさつていらっしゃいます。

○安武洋子君 では日本が独自にそこを分担してやろう、こう考へておるんですか。もう一遍聞きますけれども。

○政府委員(塩田章君) 日本は、周辺数百海里、航路帯を設ける場合にあつては一千海里程度の海上護衛ができるような防衛力を整備したい、このように言つておるわけであります。

○安武洋子君 どうもすれ違うんですね。あなた頭ひねつてなさるけれども、私の方が頭ひねりたいんです。いまの矢田統合幕僚長の話だつて、アメリカからのそういう要求にはこたえたら大変なことになると。いま大綱が達成されても十分な成果が上げられないという前提として、アメリカの要請している云々と、こういうことはもう一般的に言つておるわけであります。だから、この点アメリカからそういう要請があつたのかと言えば、そないうことはないとおっしゃる。そして日本が独自にそういうことを目指しているだけだとおっしゃる。で、アメリカがそれを了解しているのかと言ふと、アメリカとのそれは合同会議で決まつたことだと、こういうふうなことでおっしゃつておられます。だから、これはあくまでもアメリカからこういう要求は日本に来ていない、そして日本が独自にそういうことを目指している、そして主体的にやろうとしているんだと、こういふことまで進んでいます。だから、これはあくまでもアメリカからこういう要求は日本に来ていない、そして日本が独自にそういうことを目指している、それが受け持つてと、いうアメリカの要求はないんです。

○政府委員(塩田章君) 今回具体的な話があつたわけではありません。去年のハワイ事務レベルは、昨年の国防会議で了承されたことに従いまして、おおむね一ヵ年の作業期間を予定して、いま鋭意作業を進めているところでございます。作業も順調に進んでおります。ただ、なかなか大変な作業でもございますので、いまのところ内容等について御説明できる段階でないということはあらかじめ申し上げておきたいと思います。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 先ほどから防衛局長がお答えしておりますとおり、もともと、われわれは日本の國の安全と平和を守るためにこういうことはあります。だから、これはあくまでも、アメリカからこういう要求は日本に来ていない、そして日本が独自にそういうことを目指している、それが受け持つてと、いうアメリカの要求はないんです。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 五六年中業の作成の作業は、昨年の国防会議で了承されたことに従いまして、おおむね一ヵ年の作業期間を予定して、いま鋭意作業を進めているところでございます。作業も順調に進んでおります。ただ、なかなか大変な作業でもございますので、いまのところ内容等について御説明できる段階でないということはあらかじめ申し上げておきたいと思います。

○安武洋子君 この一月の六日に参事官会議が開かれ、ここで陸海空三幕僚監部の要求は聞かれています。この五六中業期間中の軍事費を試算したら、G.N.P.が五年間平均一・三%にもなつたというふうに新聞報道されておりますけれども、これは事実ですか。お尋ねいたします。

○政府委員(塩田章君) 一月六日に参事官会議を開きました、各幕僚の素案をお聞きしたということを、アメリカは理解をしておる、こういうこと

を守るための自主的努力として掲げております。

○安武洋子君 そのときに、その数字が五六中業

に GNP の 1% を超すというふうなことはなかつたのですか。

○政府委員（塙田章君） 各幕の案といいますのも、今後われわれがつくりますのも主要装備の、主要事業の積み上げ、しかも正確に積み上げますのは必要装備だけでございまして、全体の事業費を出しておるわけではございませんので、その時点でいま御指摘のように対 GNP 比が何ぼになるかという計算をしたわけではございませんので、いまの御指摘の数値については私からは何ともお答えいたしかねます。

○安武洋子君 では、新聞報道によりますと、制服の要求した正面装備ですけれども、これが約六兆円にもなる。それから人件費などを含めますと五年間で約二十兆円にもなる。これでは GNP 1% 突破というのは確実です。ところが一方、総理の GNP 1% 以内という発言もありますし、それから閣議決定もあります。だから防衛庁は最終的に、国防会議に付議する前に総理の裁断を求めざるを得ない、このために防衛庁はどのような事態にも対応できるように複数の五六中業の原案を準備していく必要がある、こういうふうに報道されております。それで、規模的には制服が原案の六兆円を上限にする、下限はおよそ四兆五千億程度、こういう範囲で複数案を準備する方針で制服原案を見直す。で、数通りの案を準備する、こういうことが言われておりますけれども、このように複数案を考へておるのは事実なんでしょうか。お伺いをいたします。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） けさほど堀江先生その他にも申し上げましたとおり、いま作業中でございまして、いろいろの考え方があると思ひます。また、御指摘のような防衛庁外の御意見もいろあるようございますけれども、われわれとしては国民の皆様方に御納得いただけるような、また国会の皆様方にも御納得いただけるようなこの時点での一番いい案をつくり上げまして、一本にまとめまして、しかも対 GNP 比 1% といふ閣議決定というものをしかと念頭に置きながら

ら、そして案としてもこの時点ではいい案というものを調整しまとめながら、一本の案としてまとめて閣議に付議したい、そのためには鋭意努力中であるということをごぞいます。

○安武洋子君 ちょっと伺いますが、念頭に置くということは、必ず守る、堅持をするということですか。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） 閣議決定は当然守らなければなりません。

○安武洋子君 では 1% は堅持をする、こういうことは間違いないと伺って次の質問にまいりますが、昨年七月二十八日の参議院の内閣委員会であります。これは大村長官でございますが、五六中業の作業の際、昨年のハワイ協議で出された「米側の意見のうち取り入れるのがあれば参考としていただきたい」と、こういうふうに述べておられます。それで、アメリカの要求を取り入れるようなことがあります。それでも、この GNP 1% 以内ということは堅持をなさるでしょうか。それからまた、ワインバーガー国防長官が来日して、事務レベルの協議というのがことしもハワイで行われるというふうな予定だというふうに聞いております。この席上で、アメリカの要求がどのようなのが出てくるかわかりませんけれども、たとえどのようなものが出てこようと 1% を超えない、1% 以内を堅持すると。私は 1% 以内だからいいと言っているわけではありませんけれども、1% を突破するといふことは大変なことです。そういうことを堅持する、この二つはいかがでしょうか、御答弁いただきます。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） これも再三申し上げておりますけれども、閣議決定ももちろん念頭に置きそれも守っていかなければなりませんし、また反面、国民の皆様方に御信頼いただけるような防衛の実績も積み重ねていかなくちゃいけないといふことで、まことに苦心の要るところでございまることで、今までに苦心の要るところでございましたけれども、両方の調整をうまくとりながらつぱな案をつくりたいということで御理解を賜りたいと思います。

なお、補足的に防衛局長から説明をさせます。

○政府委員（塙田章君） 後段の、昨年ハワイ会談でアメリカがいろいろ言つたことについて参考としていくと、このことを言つたがそれを参考にしてくるのかと、こういうことでござります。

○安武洋子君 ちょっと伺いますが、念頭に置く

ことはそのときにも言つたと思いますけれども、これはそのときにも言つたと思いますけれども、これはそのときにも言つたと思いますけれども、ア

メリカとのいろんなディスカッションでございますからいろいろな意見が出でます。それについてディスカッションをする過程において、あるいはその後いろんな形で対話があるわけでござりますから、そういう中でディスカッションをしながら参考になるものは参考として聞いていくといふことではございますが、具体的にその後いまの防衛計画の大綱を目指してやつております五六中業の中で、それをどこをどういうふうに取り入れたかということにつきまして、私どもはアメリカのこのいった点をこういうふうに取り入れたといふふうな意味で参考にしておるわけではございません。われわれの考え方でやつております。

ただ、艦載能力の向上でありますとか、あるいは即応態勢の整備でありますとか C-I の整備などは即応態勢の整備でありますとか C-I の整備などは、こういうようなことはアメリカ側は言つておりますし、またわれわれもそれは聞いておりまして、それは当然のことだと思います。われわれアメリカに言われるまでもなく考えなくてはいけない問題でござります。そういうようなことは当

然のことだと思います。それが、そのことでござります。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） 文字どおり当面だけ守って、情勢によつてはこれはめどであるから、中途であるから変えると、こういう前提があるのだということをごぞいますか。

○安武洋子君 ということは、GNP 1% は当面の前提には当面 GNP 比 1% をめどとして、中途としてということでおぞいます。そこには閣議決定の意味合いがあるわけでおぞいます。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） 先生先ほど GNP 1% のことをその都度御引用でござりますけれども、これは言うまでもなく閣議決定で、しかもその前提には当面 GNP 比 1% をめどとして、中途としてということでおぞいます。そこには閣議決定の意味合いがあるわけでおぞいます。

○安武洋子君 ちょっと伺いますが、念頭に置く

ことはそのときにも言つたと思いますけれども、ア

メリカとのいろんなディスカッションでございますから、そういう中でディスカッションをしながら参考になるものは参考として聞いていくといふことではございますが、具体的にその後いまの防衛

さらにお伺いいたしますけれども、五六中業中に防衛大綱の水準を達成する、こういうふうに言っておられますけれども、その水準を達成したとしても GNP 1% の枠、これは厳守をなさるのでしょうね。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） 先生先ほど GNP 1% のことをその都度御引用でござりますけれども、これは言うまでもなく閣議決定で、しかもその前提には当面 GNP 比 1% をめどとして、中途としてということでおぞいます。そこには閣議決定の意味合いがあるわけでおぞいます。

○安武洋子君 ちょっと伺いますが、念頭に置く

ことはそのときにも言つたと思いますけれども、ア

メリカとのいろんなディスカッションでございますから、そういう中でディスカッションをしながら参考になるものは参考として聞いていくといふことではございますが、具体的にその後いまの防衛

計画の大綱を目指してやつております五六中業の中で、それをどこをどういうふうに取り入れたかということにつきまして、私どもはアメリカのこのいった点をこういうふうに取り入れたといふふうな意味で参考にしておるわけではございません。われわれの考え方でやつております。

ただ、艦載能力の向上でありますとか、あるいは即応態勢の整備でありますとか C-I の整備などは、こういうようなことはアメリカ側は言つておりますし、またわれわれもそれは聞いておりまして、それは当然のことだと思います。われわれア

メリカに言われるまでもなく考えなくてはいけない問題でござります。そういうようなことは当然のことだと思います。それが、そのことでござります。

○国務大臣（伊藤宗一郎君） 文字どおり当面だけ守って、情勢によつてはこれはめどであるから、中途であるから変えると、こういう前提があるのだ

ことだと思います。それから変えると、こういう前提があるのだ

ことだと思います。それが、そのことでござります。

○安武洋子君 先生先ほど GNP 1% のことをその都度御引用でござりますけれども、これは言うまでもなく閣議決定で、しかもその前提には当面 GNP 比 1% をめどとして、中途として

しておぞいます。そこには閣議決定の意味合いがあるわけでおぞいます。

業でございますけれども、作業としては順調に進んでおります。

それから概算要求に間に合うようにぜひつくり上げたいというような目標でいま進めております。

○安武洋子君 もう私の持ち時間が残念ながらなくなってしましました。しかし、きょう残された問題は今後もやっぱりつきりさせていただきたいと思いますが、いまの御答弁で五六中業の作業ながら、まだ作業中のGNP云々一%超えるかどうかわからないんだとかというふうな実にいまいな姿勢もおとりになっていることは明白です。私は、鈴木内閣においてGNP一%堅持をするという総理の国会答弁、これは厳守されるべきだと、防衛庁長官もこの線に沿って厳守をしていたとき、このことを重ねて御要求をいたしました。私の質問を終わります。

○秦豐君 伊藤長官、いま霞が関の各省庁は国会

終了直後の高級幹部の人事異動をめぐらしてもう内定期に入っている。ところが、ひとり六本木・檜町かいわいのみは逆にある意味の臨戦態勢ね、ハイの事務協議、続く伊藤訪米、これが終わるまではもう現体制でやる以外ないと、川の真ん中で馬は乗りかえられぬというふうな心境のようだし、体制のようだし、常識的にはばくはそうであろうと、しばらく塩漬けでしょ、違いますか。

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 人事の問題は大事なことでございますので、行政府の長官としては特に大事なことと考えておりますが、私自身もさらひけらかすわけではございませんけれども、新米の防衛庁長官でもございまして、特に国会いろいろな御論議のあつたことでもござりますので、自下国会で来年度の予算をぜひ早期に御審議を賜りまして成立をいただきたいということで専念をしておりますので、そういう風評あるいはまた御指摘のことについてまだ私の念頭にはないのをございまして、お答えできないことを残念に思っています。

○秦豐君 その答弁でいいんですよ。私はきょう

本論はシーレーンに当然集中したい。しかし、これは国家の総合安全保障に関するし、一防衛庁マタではない、政府マターである。したがって宮澤官房長官の出席を求めています。いま定例会見申ですから、それを待つという意味で本論には入ります。入らないで別な問題をしばらく防衛庁に聞いていきたい。

石崎参事官いらっしゃいますな。——一部のマスメディアが、これは意外だったんだが、陸の日

米共同訓練についての若干の報道をしておる。海がやる、空がやる、これはわかるんだ。ところが、有事にも来援が予見されていないアメリカの陸上兵力と日本の陸上自衛隊が共同訓練を積み重ねようとする。山桜二とか山桜三とか、富士の実動演習とか、これ一体理由と必然性がわからぬ、私には。何をねらい、何を目指したいかなる必然性に基づく演習なのか、この辺をまず明らかにしてもらわないとわからぬ。

○政府委員(石崎昭君) 陸の日米共同訓練の必要性については、私よりむしろ防衛局長が答弁した方が適当な問題ではないかと思いますが、あえて訓練担当者として申し上げれば、将来の有事の際はまだガイドラインに基づくいろんな研究なども行っている段階でありますので私にわからない点多いんですが、いずれにしても、どうい

う形の来援が可能であるにしても、そのときに米陸軍と陸上自衛隊との連携作業というものがスマーズに行えるように準備しておくということは必要であろうと考えております。

そこで、いま行っている別途の研究が進むにつれて、訓練の内容にもそれが投影されてくるであ

るうと思ひますけれども、目下のところは通信訓練であるとか図上訓練であるとかを通じまして、ごく基礎的な両者のコミュニケーションの確立とか、基礎的な連携要領の熟練というところにねらいを定めましてやっておるわけでございます。

○秦豐君 これ有事来援といつたって、限定的か

つ小規模侵略は独力対処。ハワイの師団も来ませ

んよ、歩兵師団も。沖縄の第三海兵師団は中東へ行っていますよ。非実体的なんだ、非現実なん

だ、このシナリオは。だから海がやる、空がやる、陸もおくれじ、これはいけない。だから防衛

局長、補足してください。何をねらったものか。

また、もう一つ。石崎さん含めて、これは、こ

としは富士の実動で一応終わりでしよう。来年

以降拡大傾向を目指すのか、その辺もあわせて答えてもらいたい。

○政府委員(塩田章君) これはよく御存じのこと

を申し上げて恐縮ですが、ガイドラインの中の「陸上作戦」という項目に「陸上自衛隊及び米陸上

部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施する。」と、こうありまして、「米陸上部隊は、

必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心陸上自衛隊と共同して作戦を実施する。」と、こういうことがガイドラインの中に決められておりま

す。

したがいまして、先ほど先生は陸上部隊の来援はないという前提でお話しになりましたが、私はもはその「ない」という前提に立つわけにはまい

らないということでございます。

○秦豐君 来年からのことを、石崎さん、拡大傾向なのか、大体横ばいレベルぐらいでこの程度の訓練を維持するのか、その辺はどうなのか。

○政府委員(石崎昭君) 一言で申し上げれば、やや拡大というところでございます。というのは、

今年度やりました通信訓練、図上訓練、こういつ

やや拡大というところでございます。というのは、

やや拡大というところでございます。といふことは

それが新たに加わるという意味で若干拡大ぎみと

申上げたわけあります。

○秦豐君 和田装備局長、突然ですが、アメリカ

が真に目指しているもの、技術協力の。これは日本からの完成技術そのものの移転じゃなくて、ア

られますか。

○政府委員(和田裕君) アメリカとの間は、まだ

対米技術供与の問題があるということを申し上げ

ている関係もございまして、そう深い話に入つて

いるわけではございません。

ただ、昨年十二月に第三回の装備技術定期協議

をやりました際にも、先方から、わが国との間で

共同研究、共同開発といったことを考えてみたい

と、こういうお話をございました。それが、いま

先生おっしゃいましたようなNATOスタイルの

ものなのかどうなのかわかりませんけれども、常

識的に考えてみまして、NATOとアメリカの間

にはこの話につきましてもう大変長い歴史がござ

ります。日本の場合にはまだ話を見たばかりで

中身もよく説明を受けてない、こういうことでござ

りますので、ちょっとまだこれについてとやか

く言うのは早いのではないかという気がいたしま

す。

したがいまして、先ほど先生は陸上部隊の来援

はないという前提でお話しになりましたが、私はもはその「ない」という前提に立つわけにはまい

らないということでございます。

○秦豐君 来年からのことを、石崎さん、拡大傾

向なのか、大体横ばいレベルぐらいでこの程度の訓練を維持するのか、その辺はどうなのか。

○政府委員(石崎昭君) 一言で申し上げれば、や

やや拡大というところでございます。といふことは

それが新たに加わるという意味で若干拡大ぎみと

申上げたわけあります。

○秦豐君 和田装備局長、突然ですが、アメリカ

が真に目指しているもの、技術協力の。これは日

本からの完成技術そのものの移転じゃなくて、ア

メリカとNATOがやっているスタイルの開発協

力体制に持つていただきたい、こういうねらいは感じ

られますか。

○政府委員(和田裕君) アメリカとの間は、まだ

対米技術供与の問題があるということを申し上げ

ている関係もございまして、そう深い話に入つて

いるわけではございません。

ただ、昨年十二月に第三回の装備技術定期協議

をやりました際にも、先方から、わが国との間で

共同研究、共同開発といったことを考えてみたい

と、こういうお話をございました。それが、いま

先生おっしゃいましたようなNATOスタイルの

もののかどうなのかわかりませんけれども、常

識的に考えてみまして、NATOとアメリカの間

にはこの話につきましてもう大変長い歴史がござ

ります。日本の場合にはまだ話を見たばかりで

中身もよく説明を受けてない、こういうことでござ

りますので、ちょっとまだこれについてとやか

く言うのは早いのではないかという気がいたしま

す。

したがいまして、先ほど先生は陸上部隊の来援

はないという前提でお話しになりましたが、私はもはその「ない」という前提に立つわけにはまい

らないということでございます。

○秦豐君 来年からのことを、石崎さん、拡大傾

向なのか、大体横ばいレベルぐらいでこの程度の訓練を維持するのか、その辺はどうなのか。

○政府委員(石崎昭君) 一言で申し上げれば、や

やや拡大というところでございます。といふことは

それが新たに加わるという意味で若干拡大ぎみと

申上げたわけあります。

○秦豐君 和田装備局長、突然ですが、アメリカ

が真に目指しているもの、技術協力の。これは日

本からの完成技術そのものの移転じゃなくて、ア

メリカとNATOがやっているスタイルの開発協

力体制に持つていただきたい、こういうねらいは感じ

られますか。

○政府委員(和田裕君) アメリカとの間は、まだ

対米技術供与の問題があるということを申し上げ

ている関係もございまして、そう深い話に入つて

いるわけではございません。

ただ、昨年十二月に第三回の装備技術定期協議

をやりました際にも、先方から、わが国との間で

共同研究、共同開発といったことを考えてみたい

と、こういうお話をございました。それが、いま

先生おっしゃいましたようなNATOスタイルの

もののかどうなのかわかりませんけれども、常

識的に考えてみまして、NATOとアメリカの間

にはこの話につきましてもう大変長い歴史がござ

ります。日本の場合にはまだ話を見たばかりで

中身もよく説明を受けてない、こういうことでござ

りますので、ちょっとまだこれについてとやか

く言うのは早いのではないかという気がいたしま

す。

したがいまして、先ほど先生は陸上部隊の来援

はないという前提でお話しになりましたが、私はもはその「ない」という前提に立つわけにはまい

らないということでございます。

○秦豐君 来年からのことを、石崎さん、拡大傾

向なのか、大体横ばいレベルぐらいでこの程度の訓練を維持するのか、その辺はどうなのか。

○政府委員(石崎昭君) 一言で申し上げれば、や

やや拡大というところでございます。といふことは

それが新たに加わるという意味で若干拡大ぎみと

申上げたわけあります。

○秦豐君 和田装備局長、突然ですが、アメリカ

が真に目指しているもの、技術協力の。これは日

本からの完成技術そのものの移転じゃなくて、ア

メリカとNATOがやっているスタイルの開発協

力体制に持つていただきたい、こういうねらいは感じ

られますか。

○政府委員(和田裕君) アメリカとの間は、まだ

対米技術供与の問題があるということを申し上げ

ている関係もございまして、そう深い話に入つて

いるわけではございません。

ただ、昨年十二月に第三回の装備技術定期協議

をやりました際にも、先方から、わが国との間で

共同研究、共同開発といったことを考えてみたい

と、こういうお話をございました。それが、いま

先生おっしゃいましたようなNATOスタイルの

もののかどうなのかわかりませんけれども、常

識的に考えてみまして、NATOとアメリカの間

にはこの話につきましてもう大変長い歴史がござ

ります。日本の場合にはまだ話を見たばかりで

中身もよく説明を受けてない、こういうことでござ

りますので、ちょっとまだこれについてとやか

く言うのは早いのではないかという気がいたしま

す。

したがいまして、先ほど先生は陸上部隊の来援

はないという前提でお話しになりましたが、私はもはその「ない」という前提に立つわけにはまい

らないということでございます。

○秦豐君 来年からのことを、石崎さん、拡大傾

向なのか、大体横ばいレベルぐらいでこの程度の訓練を維持するのか、その辺はどうなのか。

○政府委員(石崎昭君) 一言で申し上げれば、や

やや拡大というところでございます。といふことは

それが新たに加わるという意味で若干拡大ぎみと

申上げたわけあります。

○秦豐君 和田装備局長、突然ですが、アメリカ

が真に目指しているもの、技術協力の。これは日

本からの完成技術そのものの移転じゃなくて、ア

メリカとNATOがやっているスタイルの開発協

力体制に持つていただきたい、こういうねらいは感じ

られますか。

○政府委員(和田裕君) アメリカとの間は、まだ

対米技術供与の問題があるということを申し上げ

ている関係もございまして、そう深い話に入つて

いるわけではございません。

ただ、昨年十二月に第三回の装備技術定期協議

をやりました際にも、先方から、わが国との間で

共同研究、共同開発といったことを考えてみたい

と、こういうお話をございました。それが、いま

先生おっしゃいましたようなNATOスタイルの

もののかどうなのかわかりませんけれども、常

識的に考えてみまして、NATOとアメリカの間

にはこの話につきましてもう大変長い歴史がござ

ります。日本の場合にはまだ話を見たばかりで

中身もよく説明を受けてない、こういうことでござ

りますので、ちょっとまだこれについてとやか

く言うのは早いのではないかという気がいたしま

す。

も、次の八八戦車ですね、わが国の。それとアメリカの例のM1エイブラムスの後の後継戦車、XM2と言うべきかもしれないが、それの両方とも主砲が百二十ミリになると思うんですがね。これは日本製鋼所としかるべきアメリカの特定企業とのこれこそ共同開発というふうなスタイルはありますか。

○政府委員(和田裕君) 私が見聞きしている範囲
では、そういうことは一切ございません。
○泰豊君 防衛局長ですか、これは、統合とい
う問題をちょっと聞いておきたいんですよ。

でございますが、その前提になる統合計画をまず
統幕でやる。それには、御承知のように陸海空各
幕から職員が出ておりまして、そこで練つたもの
を各幕におろして、それを受けて各幕がつくると
いうようなことで、年度防衛計画につきましても
整合性を図るというようなことはもうやつておりま
す。そういう意味において、私は現状において

ワインバーガー・伊藤会談で、今回はこれまでと、次はハワイでテクニカルな問題を詰めましょうという了解で散りましたね。そうすると、このテクニカルな問題というのはどんな範囲、どんな事項が考えられますか、確認しておきたい。

○政府委員(塩田章君) 今回の一般的な期待表明がございまして、ハワイで引き続きこういった問題の話し合をしていこうと考えています。

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○政府委員(和田裕君) 次期の戦車でござりますが、確かに八八といいますか何といいますか、今までの開発計画では百二十ミリの砲を備えることを考えております。それからアメリカにおきましても、エイブラムスにつきまして工程がどうかちよつと存じませんが、私が昨年行きましたときに話を聞いたところでは、エイブラムス自体につきま

なせ聞くか——今後検討課題に必ず上ると私は思っているからです。つまり率直に言って、陸海空といま三自衛隊が鼎立しているわけだが、国土防衛についてさえその防衛構想が整合しているとはとても考えられない。暮の人間はどう言つていいるか知りませんよ。たとえば、だれが言つたのか知らぬが、航空が勇猛果敢・支離滅裂であり、陸

そういう統合についての醜聞はいたしておる
と、もうこれで十分かどうかという議論はもちろ
んござりますけれども、何ら挙手傍観しているわ
けでは決してないということを申し上げます。
○秦豊君 官房長官いらしていただきましたの
で、早速主題に入りたいと思いますが、防衛局長
それから防衛府長官、この統合運用というのは、

題の話し合いをしたいということでお話ししました。別にテクニカルという言葉を使ったわけでもございませんが、内容はどうなるかわかりませんけれども、この問題を引き続きハイで話し合いをしたいという先方の申し出があつたわけでござります。

して現在百五ミリを積んでおりますが、これを百二十ミリに換装したいという計画は持つてゐるやう聞いております。

上が用意周到、頑迷固陋であつて、海上が伝統尊重、唯我独尊だと。僕はなかなかよく聞いてみるとわかるような氣もするんだな、隊の氣質といふか。これはまあ一種のジョークとして生まれた言葉かもしれないが、作戦思想においても果たして整合性と調整が終わっているといふうなことを言えるかどうか、三自衛隊について。海はシーレーンだと、空は全土だと、それから陸は北海道と言つてゐるんだ、今度。Z師団に対しても七五%の戦力アップだ、こう言つて戦力を備えるなんて相変わらず北、北と言つてゐる。アメリカはあり得ないから西を向いてくれと、朝鮮人民……。それぐらい違う。そういう意味で、果たしてその作戦思想が三自衛隊というふうなこういう単位で調整されていると防衛局長、言えますかな。

○政府委員(塩田章君) 陸海空それぞれの基本的な使命に応じた希望なりあるいは将来計画を持つておると、あるいはそういう議論をするというはある程度それはあるんだろうと思ひますが、防衛庁としましてこれをどういうふうに実際の行政の面で取り仕切つていつてあるかといいますと、これはやはり統合幕僚会議がございまして、具体的に申しますと、年度防衛計画というのをつくつておるわけですが、その年度防衛計画は、もちろんこれは陸海空それぞれくるわけ

たとえばスウェーデンなんかは全土を七つか八つにプロックに分けて、それぞれ統合部隊を運用している。日本の場合、たとえば北海道。あなた方がそれほど重視するならば、北海道における部隊運用をまず統合部隊として設置してやつてみると、慣熟してみると、ふうなことは私はありますべき構想の一つだと思うんですね。

たとえば、海峡防衛というのは統合運用が最も適合するわけ。だから、それを含めて今後部隊の統合については十分に検討すべきだなという考えはお持ちかどうかだけにとどめておいて主題に移りたいと思うが、どうでしょうか。

○政府委員(塩田章君) 統合、いかにあるべきかという問題意識は持っております。持っておりますが、現在御指摘のような統合部隊を実際につくってみると、かとうところまではまだつておりますんで、ことしの五月にも北海道の方に陸上部隊を輸送することを中心にして、訓練を行いますが、いまはそういう統合演習を実際に行つてみると、その積み重ねの中で陸海空の各級指揮官のそういう統合マインドといいますものを育てていきたいということをこの段階でございます。

○嘉島君 シーレーンの主題に入る前提としまして確認をしておきたいんだが、これは塩田さんが

ら、一回改めて夏ハワイに集まつてもなかなか煮詰まらないことも多分にあり得るし、いわんや伊藤訪米がシーレーンの日米間の協議についての最後の場面ということもとても考えられない、かなり長い時間かかるというふうにとつてよろしいですか。
○政府委員(塩田草君) もともとハワイの協議といいますものは、いつも申し上げておりますようにフリーリーなディスカッションということが主題でござりますから、そこで煮詰めるといったような会議の場ではもともとないというように私ども思っております。
これはそれじゃ、その後の、いまのお話しじございました伊藤長官の訪米というような時期がもしあるとすれば、そのときにどうかといふようなお尋ねでございますが、こういった種類の話は、まあ要するに不斷の対話ということが向こう側の趣意でございましょうし、われわれも日米間のこういった問題についての不斷の対話を続けていくこと、積極的な意義はむしろそちらの方にあるんだろうということで、別にタイムリミットはいつごろとか、そういうようなことで詰めていこうという考え方ではございません。
○豪農君 それからこれも確認をしておきたい。統幕議長はああ言っていますね、大綱水準を備え

卷之三

でもシーレーンは守れません。恐らくワインバーガー国防長官もそういう印象を持つて帰つたでしょう。だから、内局の言つていることはたてまえ、国会用、ユニホームとアメリカの言つていることはどうやら実体的、こういう印象を与えたとしても私は自然であるうと思う。

そこで、じゃ具体的に聞くが、大綱達成時には何個護衛隊群になつてゐるんですか。これが一つと、その場合には南東シーレーンに対しては即応態勢にある実戦部隊としての護衛隊が一個、そして南西は二個護衛隊群、こういう配備になり得るのかどうか。それで一応内局としては、塩田氏としては、統幕議長がどう言おうとも一応のシーレーン防衛のミニマムな与件は満たし得るというふうに考へてゐるのか。

○政府委員(塩田章君) 大綱が達成されたといつしましても護衛隊群の数は四個でござります。大綱にござりますように、即応態勢を維持するのは一個ということで大綱はなつておりますが、御指摘の、それでは南東シーレーンに何個か、南西シーレーンに何個かということになりまして、しかもいつも護衛隊群の数は四個でござります。これは具体的な作戦としましては対潜航空機部隊と艦艇部隊との両用ということになります。しかもいつも申しておりますように、船団を組んだ直接護衛をとるかどうかということによりましてもすいぶんその運用は異なるわけでございます。

直接護衛方式をとれば、当然各シーレーンに何個、南西に何個というふうに固定的に私どもは考へてゐるわけではございません。

○秦豊君 では本論に入りたいと思いますが、官房長官、御多用の中恐縮でした。

私が申し上げたいことはこれからですけれども、私の大前提是、このシーレーン防衛論議をめぐる国会の論議というのは、必ずしもこれは実体的でない。できつこないからやめると言いたいような論議もあれば、増強せよというストレートな

論議もある。その中間もある。しかしそれられてゐるとは思えない。十数年論議してきてほとんど深められていない。そこで、一防衛庁マターではなくて政府マターでやる。これは一種のジンテーゼであり総合だという、システムだと、国家の国家戦略に直結しているんだという前提で官房長官にもいろいろとお伺いしてみたいと思う。

それで、今後あつてはならないが、今後生じ得る蓋然性として、起り得る戦争の形態といふのは、アメリカの国防省もすでに作業に入つてゐるが、核を使つた短期戦なのか、非核通常長期戦が予想されるのか、防衛庁はどう思つていますか。

○政府委員(塩田章君) これは一概にもちろん決められる問題ではないと思いますし、全くなつてはいるん意見があり得ると思います。まあ大勢的に言えば、従来もこういう核の時代になつてから核を使って短期戦で一挙に終わつてしまふと、あるいはきわめて起りにくいだろう、むしろ通常戦力による長期戦あるいは長期といいましてあるいはきわめて起りにくくいだらう、むしろ長い間戦つて、それがいつまで戦つて、それがいつまで戦つてそういう幅があると思いますが、短期ならざる長期戦といったようなことが最近言わわれ始めておるというようなことは私どもも感じております。ただ、防衛庁としてそれをどちらで考へておるかと言われましても、いまどちらというふうには、これはちよつとお答えいたしかねます。

○秦豊君 いまアメリカのペントAGON——国防総省のスタッフたちは、非核通常長期戦というケースタディーに入っています。したがつて、アメリカは国家戦略備蓄法を改めまして、九十三品目

の戦略物資については買ひ増しをする、つまり予

算の裏づけをして、こういう措置をすでに三年は

ますますそつするでしょう。

そこで申し上げたいことは、官房長官、シーレーンの防衛という問題を国家的なアイテムと考

えた場合に、われわれはかなり長期の対応とい

う

もの

を

や

り

る

を

は

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を

と

い

う

を</p

できるほどのものとして認識されておるのでございましょうかどうでございましょうか、ただいまのところはその防衛計画大綱をもまだまだ達成できない状況でございますので、現実の問題としてはその辺にあるのじやないかと、十分私存じませんが、そのように考えております。

○秦豊君 いま政府には有事に備えた法制づくりは若干進歩している。それも他省庁との関連で横に広げる沿岸を走っている。これが実態。備蓄政策はこれから練ります。そうすると、一方的に独走をしているのは海上自衛力の増強という、まさに軍事というミリタリーナのばかりが突出をし、目立ち、しかもより多くを求めたがっている。総合安全保障という理性と政治の意思の働く感覚と力が働いていない、相互抑制が。まだまだ私は不十分だと思います。

それから長官言われましたけれども、国防の基本方針、防衛計画の大綱についてのあの一連のコメント、これは作文にすぎません。これはNATO諸国などのレベルからすれば、国家戦略の基本文書ですと言ふことはいさか恥ずかしいのではないかであります。いかがでしようか、国家戦略は。

○國務大臣(宮澤喜一君) 直接にお答えすることにならないかもしれませんけれども、NATO諸国と比べてという御指摘がございましたが、それはわが国民の防衛についての意識の成熟が過去のいきさつもあってきわめて徐々であり、またゆっくりしか育っていないということ、そういうことやはり反映という部分が私は相当大きいのではないか、こう思っております。

○秦豊君 非常に慎重に言葉を選ばれておりますし、それはわかりますけれども、では政府に有事監査部で行つたそれしか私は承知しております

○秦豊君 官房長官、海幕の分析は昭和五十年、五十一一年ですよ、あの例の文書です。あとは民間海運関係から二つ、それから日本の事情を解析したアメリカ専門家が一つ、あとは民間のシンクタンク三義と野村に一つづつあります。ところが政府にはまとまつたものはありません。シーレーンヨナルプロジェクトである、政府マターだという申上げましたが、長官の御認識も、これはナショナルプロジェクトである、政府マターだという御見解はお持ちでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 防衛計画の大綱を達成するということは、国の安全そのものに關係いたしますので、これは政府全体が関心を持たなければならぬ事項だと思います。

○秦豊君 もうまさにそのとおりだと思います。そこで具体的に伺いますが、小坂さんのものとの運輸政策審議会が来る七月に海上輸送の安全保障についての基本的な答申を出します。いや打ち出す予定です。私すでに質問主意書も出しておりますけれども、やはりそこで長官に伺いたいんですけれども、確かにナショナルプロジェクトである、政府マターであると。ところがシーレーンの防衛という総合を考える所管、行政の中には主務官庁ははじらどですか、ありますか。

○政府委員(塙田章君) それぞれの役所でそれぞれの部門をやっておると思いますけれども、御指摘のように総合的な政府の一つの窓口としてどこが担当かということになりますが、いま強いて挙げれば私は総合安全保障の閣僚会議の事務局あたりがこれに当たるんじゃないかなと思いませんが、これが本当にやりますかとどうかと

○國務大臣(宮澤喜一君) 本来から言えば、国家というのはやはりそれだけの備えをしておかなければならぬものであるうと思いますし、また先進、後進にかかわらず、多くの国がそういうことを考え、準備をいたしておると思いますが、わが国の場合には、申し上げるまでもないいろいろな理由があつて、そういうことが大変によそに比べますと手薄であると申しますか國の施策の主たる部分になつていないとということは認めざるを得ません。

それで、いま秦委員の御提言でございますが、政府が仮にそういうことを検討いたすとしますと、これは学術的な検討にとどまりません、実際の施策につながつていかなければならぬでございましょうが、そうなりますと、もとに戻りますが、國の世論がどれだけそのような政府の準

けのフェイタルな条件に、日々過酷な条件にあるわが國の、しかもナショナルプロジェクトだ、政府マターだと、総合安全保障だといながら、それを統括し、集約し、収斂し、練り上げ、深化する主務官庁さえ決まってない。あえて言えば長官のところに帰つていく。長官が統括している総合安全保障関係閣僚会議、ここに帰つていくこれが実態なんですよ。

だから提案します。やはり國家の側に最高意思がなければいけない、練り上げられた精緻な。そうちで国民生活と生産に責任を持つのはもちろん第一義的に政府ですから、アメリカ云々でも、ちょうどよい時期ですから、運政策定作業に入つていただきたい。国家は私は大きな責任を持つていると思うんです。それをぜひ官房長官が統括者になり具体的に一步を踏み出していくべきだと思いますが、いかがでしようか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 本来から言えば、国家の答申もあり、この際国家として、政府として責任ある国家の海上輸送に関する総合政策という策定作業に入つていただきたい。国家は私は大きな責任を持つていると思うんです。それをぜひ官房長官が統括者になり具体的に一步を踏み出していくべきだと思いますが、いかがでしようか。

○秦豊君 やはりそれは問題を回避していらっしゃると思います、卒爾ながらそう言いたい。国が

第一義的に持つべきは安全保障に対する責任です。生産に対する裏づけです。その基幹をなしてゐるのがシーレーンです。そのシーレーンは、だから防衛を超えている、通産、運輸を超えている、農水を超えている。まさに政府マターである。だからこそ政府がシンテーゼとして取り組むべき命題ではないかと言つたら、そこまでは長官もそのとおりであろうと、体制が粗雑である、弱い、そこまで認められた。ではどうすべきかといふところになつて、あるべき姿といふところになつて長官はにわかに慎重になられた。もちろん世界のことは配慮しなければいけません。しかし、まず政府が、民族が生きしていくために海上輸送路を守るということはこういうことなんです、二つのルートについてこう考えております、それには現在の防衛力の範囲ではこの程度は可能だと考えております、しかし十全は、完璧はなくともこれを安全度を高めよう、輸送量をふやそうと思えばこの程度の装備と予算が必要になりますが国民の皆さんいかがでしようというのがいやしくも責任ある政府の対応じやございませんか。不満ですけれども、なお納得できませんので、重ねて具体的に踏み出していただきたいということに対する御回答をいただきたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 秦委員のお立場は、恐らくシーレーンというものが國の安全に對して持つておる非常に重大な意味、それを積極的にお取り上げになつての先ほどからの御発言であると思ひます。それは私にもよくわかるところでございます。ただししながら、シーレーンという問題は、昨年鈴木総理大臣がワシントンで言われましたからにわかつに今日まで政治の問題として大きくなつておる

取り上げられておりまして、国会などの御論議では、これを積極的に評価し、そしてサポートしていこうという御論議ばかりではございません。これについてはいろいろ疑問を寄せられる有力な御論議もしばしば行われておる。それがわが国の今日のやはり全体の世論の縮図であろうと思うにつけまして、秦委員の御指摘は私自身はございませんことだと考えておりますけれども、どれだけの速度で、どれだけの規模でこの問題を取り上げていかかということは、問題を回避しているというお言葉ではございませんが、やはり相当慎重に進んでいかなければならぬのじゃないかというふうに思います。

○秦豊君 それでは、こういう観点ではいかがでしょうか。

七月に出る運政審の答申をお受けになつて、初步的には第一段階としては、

関係省庁が入り、民間の海運、造船、船舶関係、

あるいは海洋法関係の専門家、国際法の専門家を

集めた横断的な審議会によって長時間かけた英知の結集を検証する。これを第一段階とし、それがややレベルアップしかなり慣熟したところで、あ

るいは練ったところで、今度はそれを政府マスター

に文字どおり昇格させて、宮澤長官が統轄される

国防会議、関係閣僚会議においてまず検討をして

みる。この程度の作業であれば抵抗が少ないで

はないでしょうか、いかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点は、どのような

答申が出てまいりますか、それによることと思

いますので、ただいまの御発言は十分私留意をい

たしております。

○秦豊君 いまのシーレーンの、具体的には後で

防衛庁に聞きますから。

今までのことと関連してちょっと伺っておきたい

んですが、政府の総合安全保障政策をコーディ

ネートする、調整するセクションは実はないんで

す。調べてみると、ありますといふ答えもあるん

です。どこにありますかとさらには聞けば、総理府

に審議官が若干名おります、あと国防会議のスタッ

フです、あとは向こうへ行つたら防研です、防

衛庁もありますと、これはわかり切つた話なんですよ。ところがコーディネートするセクションがないんです。わずかに宮澤長官のところの関係閣議会議なんです。これがわが国の実態なんです。私はまさに寒いと言わなきゃいけない、これは。私は決して褒められた状態ではないと思います。

したがつて私の感じでは、わが国には総合的な

国家戦略や安全保障政策は形成されてなくて、そ

のときどきの装備調達計画が一人歩き、大きな歩

幅で力強く歩いてきたんです。国防会議は残念な

がら専門家ではないからそれを追認する、こんな

ことを予備隊以来繰り返してきた。いまそれが許

されない段階じやないかというのが僕の私見で

す。そこで国防会議それから長官のところの関係

閣僚会議も、ともすれば事務に流される。事務の

対応でいっぱいです、大変です、これ忙しいから。

しかも追われます。

そこで私は、今度臨調がお出しになるようす

が、国防会議を強化して、アメリカンスタイルで

はないが、国家安全保障会議的な機能の強化策を

やがて答申するようあります。臨調を待つのじ

やなくして、政府が安全保障を総合的にとらえるセ

クションを構想すべき時期じゃありませんか。そ

れは長官の範囲だと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 総合安全保障会議その

ものが、各省庁でやっております施策を国の安全

保障という観点から考え直してみる、とらえてみ

るというそういう発想に立つておるわけでござい

ますので、これはまあやはり各省庁の施策の中で

当然のはずですが、忘れられがちな国のお安全とい

うものを忘れてはならないぞということを言う意

味での会議が私は意味を持つておるわけでござい

ますので、これはまあやはり各省の施策の中でも

そのまままだやらないかがですか、国会終了後にでも。いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もございますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。そういう意味では、確かに名称ではなくて、

そのような機能を持った専門職が官邸の周辺に絶

えずいる。秘書官の数といいますとまた法制の面

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○秦豊君 それでは、いきなりぐつと視野を狹め

まして、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) いまのわが国の行政組

織及び行政の動き方からいたしまして、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○秦豊君 それでは、いきなりぐつと視野を狭め

まして、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

いませんが、伊藤さんもせつから新任早々で意氣

込んでいらっしゃるし、しかるべきだと思います

。それで、これ伊藤さんの構想だらうと思つて、私にいま

十分評価をしてお答えする用意がちよつとござい

ません。

○國務大臣(宮澤喜一君) どういうふうに防衛庁

もござりますから、中間的な形としては私はきわ

めに現実的ないい提案だろうと。反対して私言つ

成熟はきわめてゆっくりしたものであつて、したがつて、対応を決してせつかちに、性急にしてはならないという考え方を持つておられることは御承知のとおりあります。昨年も今年も、魚をとるときによく云々というような発言があつたのはその考え方でございますが、そういう意味で注意深くと言つておられると思います。

○秦委員の御質問は、このことによつて仮に将来防衛計画の大綱が達成されたときに、それから後どうこうということをこれは暗示しているのか、していないかというお尋ねでございますけれども、ただいまのところ、総理大臣としては一日も早く防衛計画の大綱を達成するよう、最善の努力をすると、そういうことを申しておられるにとどまると思います。

○秦豊君 宮澤長官、恐らく防衛大綱の水準堅持といいますと、これがより新たなこれから対米防衛摩擦の焦点になると思うんです。かなりしたかな粘り腰で要求してくると思います。これはもちろん風圧ですけれども。だから、そういういきにアメリカが強要しようとも、あるいはフルパートナーとして求めようとも、期待しようとも、大綱水準堅持という方針は貫かれますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 防衛計画の大綱が基盤的防衛力の整備という考え方方に立つておると思いますので、まず基礎的防衛力を整備しなければならない、そのため防衛計画の大綱をできるだけ早く達成をしよう、こういうことが当面の政府の努力目標であると存じております。

○秦豊君 五六中業は言うまでもなく自明のこと昭和六十二年度完了、もちろん発注ベースですか。倒しがアメリカの本当の期待の焦点ではないか。装備実施は六十六年で、われわれは昭和六十二年度に達成と、こう言つている。アメリカの期待はマイナス一であつて、一年前の前倒しも、そのあたりはございませんか。私は、そのあたりはございませんか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 正確にお答えできます

に承知をしておりません。

○秦豊君 私はこれ非常に素朴な聞き方をするんですけれども、各署の積算がもうすでにあるわけですよ。政府はG.N.P.の一%以内でも大綱水準の装備達成は本当に可能だといまでも信じていらっしゃいますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点は、恐らくいま防衛庁内で非常に詰めて作業が行われておるに違いないと思ひますし、その上に立つて防衛庁長官が最終的な御判断をなさるのであろうと想像いたしておりますけれども、ただいま政府がいわゆるG.N.P.の1%を超えるような支出をするということは考へておりません。

○秦豊君 もう一つ、昨年の鈴木總理訪米に当たつて、例の千海里シーレーン防衛で役割り分担を日本側が初めて表明した、やや公式に。こういうイメージでとつております、アメリカ側は。これ

は向こうのマスメディアの平均的報道のトーンです。ところが、今回着実に注意深くという表現を使われたために、昨年の訪米のレベルからすればすけれども、この点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私、ワインバーガー国

防衛長官とはほんの短い時間しか、一時間ぐらいの

もので、伊藤長官のように長く話をしておりませ

んけれども、それについて後退といったようなふ

うに先方は考へておるらしいという印象は持ちま

せんでした。ただ、これを文字どおり実現してい

くためには、どのぐらいい兵器、器材あるいは財

政的支出が要るかということについて、米国とし

ては米国なりの計算を一度やつぱりやってみて、

そして日本側とそのことについて行く先議論をし

てみたい、こういうことは言つておられます

で、それはなかなかの仕事なんだというふうな認

識があるはどこかで持つておられるかもしれま

せんけれども、その程度のこととございまして、

別に後退というような心配をしておるようには私

受け取りませんでした。

○秦豊君 ちょっと長官のお時間のことも伺つておりますので、海峡封鎖ということを一つだけ伺つて、大変残念ですけれども、お別れしなければならぬと思います。

これは防衛庁の答弁でござりますけれども、今国会における計画大綱水準の戦力を持っては海峡封鎖の能力は初步的に持つてると——初歩的にはないと思ひますけれども、ただいま政府がいわゆるG.N.P.の1%を超えるような支出をするということは考へておりません。

○秦豊君 もう一つ、昨年の鈴木總理訪米に当たつて、例の千海里シーレーン防衛で役割り分担を日本側が初めて表明した、やや公式に。こういうイメージでとつております、アメリカ側は。これ

は向こうのマスメディアの平均的報道のトーンで

す。ところが、今回着実に注意深くという表現を

使われたために、昨年の訪米のレベルからすれば

すけれども、この点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私、ワインバーガー国

防衛長官とはほんの短い時間しか、一時間ぐらいの

もので、伊藤長官のように長く話をしておりませ

んけれども、それについて後退といったようなふ

うに先方は考へておるらしいという印象は持ちま

せんでした。ただ、これを文字どおり実現してい

くためには、どのぐらいい兵器、器材あるいは財

政的支出が要るかということについて、米国とし

ては米国なりの計算を一度やつぱりやってみて、

そして日本側とそのことについて行く先議論をし

てみたい、こういうことは言つておられます

で、それはなかなかの仕事なんだというふうな認

識があるはどこかで持つておられるかもしれま

せんけれども、その程度のこととございまして、

別に後退というような心配をしておるようには私

受け取りませんでした。

○秦豊君 私はこれ非常に素朴な聞き方をするんですけれども、各署の積算がもうすでにあるわけ

ですけれども、各署の積算がもうすでにあるわけ

です。政府はG.N.P.の一%以内でも大綱水準の装備達成は本当に可能だといまでも信じていらっしゃいますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは、しばしば申し上げておりますように、わが国は一千海里程度の防衛ができる力を持ちたいと言つておりますが、それに限定しません。

○政府委員(塩田章君) これは、やはり海上自衛隊がござりますが、それに限定しません。

頼するところでございます。

○秦豐君 そういうむなしい答弁をしてはいけません。アメリカのフリゲートを含めて、アメリカの持っている百三十五隻の駆逐艦の配備、十三隻の攻撃型空母、これへの張りつけ、内航を含めた警備、もう火を吹いているんですよ。余力がないことはアメリカの海軍作戦部長が十年前から言っています。アメリカが保障し得るのはせいぜいアラスカ、ホノルル、それ以上は責任が持てない。これは公式の議会の証言ですよ、いいですか、アメリカの統幕議長の。あそこは日本の国会のようにむなしいうことを言わない。あなたの方のようないふを言わない。ずばつとデータに基づいて言うからね。そういう公式なものでそう言っているのは空白の三百海里。じゃ今度はダムとハワイの間はどうなるんですか、何の保障もない。そうして一千海里、こんな非実体的な議論。しかもさつきから同僚議員に対して、もう基地群考えておりません、基地は硫黄島はちょっと訓練に使いますと、そんなので護衛艦の数だけをふやしてなぜシーレーンの防衛があり得ますか。やはり常識として考えれば、あなた方の言っているシーレーン防衛については、千海里を超えたところからグアムまで三百海里、これがすでに残されているし、千海里そのものも完璧ではないし、いわんやグアムーハワイ間については保障が何にもない。じゃ日本間にどういう協定があるんですか、お示しいただきたい、それが一つ。

それからもう一つ。やはり私は南東、南西の両レーンを本当に国民生活に責任を持つ政府として守り抜こうと思えば、常識的に南西諸島は宮古、石垣を含めた一種の、レーダーは別として警戒施設、防衛施設。小笠原は父島、そして硫黄島と鳥島を含めたSOSUSの敷設つまりASWの最も強く予見される海域は小笠原東方海面である。ならば小笠原の父島を抜きにした私は対応はないと思うから、そういうものを防衛するべきだ。初步的な防衛体制というものを防衛本部が真摯に考えていくぐらいでなかつたら、どうして国民生活

の安全を期し得るか。有事最低の二億トンはおろか一億二千万トンも輸入できないだろう。だから、あなたの答弁というのは、ふつと踏み込むと、かわし続ける。非常に実体的でない。その場の場。あなたはやがて去る、局長にしたつて。あなたの後を襲う局長、行政の継続性。もう十年前からの議事録を読み返してみても、シトレーン防衛論が深まらない最大の誘因はあなたの答弁の姿勢にある。時間がないから、委員長のお許しをいただいてまとめてたたき込むように聞いたけれども、いまのことについて答弁を求めて、私の質問を終わりたい。

○政府委員(塙田章君) 私たちの答弁が実体がないという御指摘でございますが、私たち、しばしば申し上げておりますように、現在の自衛隊では一千海里の非常に能力は不足しております。せめて一千海里は守れるようにしたいということをかねてから申し上げているわけでございます。

○秦豐君 願望だと言っている。

○政府委員(塙田章君) そのための努力を現在現実にしておるわけでございます。

ところで、それでは一千海里以上についてのアメリカとの協定があるのかということでございませんが、そういう趣旨の協定はございません。ガイドラインによる研究以外にそういうことについての協定はございません。

それから両レーンの防衛について、南西諸島、いろんな島の名前を挙げられましたが、特別に何か考えておるかということをございますが、現在宮古島にレーダーサイトがござりますけれども、それ以外に、いま御指摘のようなことを、計画を持っておりません。

○委員長(遠藤要君) 他に御発言もなければ、これまでつて昭和五十七年度総予算中、皇室費、国公所管、内閣所管及び総理府所管のうち、総理本府、青少年対策本部、日本学術会議、官内庁、行政管理庁、防衛本庁、防衛施設庁についての委嘱は審査は終了いたしました。

この法律の施行期日は、昭和五十七年十月一日といたしております。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

○委員長(遠藤要君) 本案に対する質疑は四月八日前半より行うこととし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時十七分散会

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) 郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。質問を終わりたい。

○國務大臣(箕輪登君) 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の一層公平かつ能率的な運営を図るために、郵政省の附属機関として置かれている審議会の組織について所要の改正を行おうとするものであります。

電気通信は、近年における我が国社会の情報化の進展に伴い、国民生活及び国民経済に大きな影響を及ぼすようになり、これに対応して電気通信行政の分野におきましても広範かつ複雑な課題が山積するに至っております。

このような情勢のもとに、長期的かつ総合的な視点に立って、広く国民の英知を反映しつつ行政を推進するため、電気通信行政に関する調査審議機関の充実強化を図ることが喫緊の課題となつてゐることにかんがみ、もっぱら電気通信行政に関する事項を調査審議する電気通信審議会を設置しようとするものであります。

なお、電気通信審議会を設置するに際しましては、現下の厳しい行財政事情にもかんがみ、既存の審議会の合理的な再編成によることとし、郵政審議会を改組するとともに、有線放送審議会を廢止することといたしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

この法律の施行期日は、昭和五十七年十月一日といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤要君) 本案に対する質疑は四月八日前半より行うこととし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時十七分散会

六 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の
類の改定に関する法律(昭和二十八年法律第
百六十号)第一条の見出し、同条第一項、第二
項及び第四項並びに第三条第一項及び第三
項

七 旧令による共済組合等からの年金受給者の
ための特別措置法等の規定による年金の額の
改定に関する法律(昭和三十三年法律第百二
十六号)第一条の見出し、同条第一項及び第
三項並びに第三条第一項

八 労働者災害補償保険法の一部を改正する法
律(昭和三十五年法律第二十九号)附則第十五
条第二項

九 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正
する法律(昭和三十七年法律第二十四号)附則
第四条第二項

十 昭和三十七年度における旧令による共済組
合等からの年金受給者のための特別措置法等
の規定による年金の額の改定に関する法律
(昭和三十七年法律第百十六号)第一条の見出
し、同条第一項、第三条第一項及び第二項並
びに附則第六条第三項

十一 国家公務員共済組合法等の一部を改正す
る法律(昭和三十九年法律第百五十三号)附則
第五条第三項

十二 厚生年金保険法の一部を改正する法律
(昭和四十年法律第百四号)附則第四十六条第
三項及び第四十七条第二項

十三 労働者災害補償保険法の一部を改正する
法律(昭和四十年法律第百三十九号)附則第三十
五項

十四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改
正する法律(昭和四十一年法律第百十三号)附
則第五項及び第六項第一号

十五 昭和四十二年度における旧令による共済

組合等からの年金受給者のための特別指図法等の規定による年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第八十一号)附則第二条第一項及び第三条第二項

十六 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三年法律第六百十一号)附則第三条第一項及び三年法律第八十一条)附則第三条第一項及び第六条(見出しを含む。)

十七 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十五号)附則第八条第四項及び第十条第七項

十八 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別指図法等の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八百号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号及び第四条

十九 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八百一号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号

二十 昭和四十四年度における私立学校教職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百二号)附則第三项第一号

二十一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)附則第六条

二十二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

二十三 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十三号）附則第四条第三項

二十四 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十一号）附則第三条第一項、第四条第一項第一号及び第二項第一号、第六条第五項並びに第七条第四項

二十五 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十三号）附則第五項第一号

二十六 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）附則第二条、第三条の見出し、同条第一項並びに第五条第一項第一号及び第二項第一号

二十七 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十三号）附則第一項第三項第四号

二十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十五号）附則第二条第二項及び第七条第一項

二十九 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第四条の見出し、第八条及び第九条第一項

三十 昭和四十二年度以後における地方公務員共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第二条第二項及び第七条第一項

三十一 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)附則第三条 第一項の表

三十二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十一項第二号

三十三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十三号)附則第九項第一号

三十四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十五号)附則第四条及び第六条第一項

三十五 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十五号)附則第四条及び第六条第一項

三十六 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十八号)附則第三条第一項の表

三十七 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十八号)附則第五条並びに第六条第一項及び第五項

三十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

法律等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五十九号）附則第五条並びに第六条第一項及び第三項

三十九 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第六十二条）附則第三条

四十 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第六十二条）附則第三条

第一項の表及び同条第三項

四十 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）附則第五条第一項及び第三項、第六条、第八条第二項、第十五条规定の表並びに同条第三項及び第九

四十 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第四条及び第五条

四十二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十六号）附則第二条

四十三 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十七号）附則第三条及び第四条

四十四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和五十五年法律第五十五条）附則第五条及び第六条

四十五 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十七条）附則第四条

四十六 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）附則第五条及び第六条

三十九 昭和四十二年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十四号）附則第四项

二 次に掲げる法律の規定中「廢疾一時金」を「障害給付」に改める。

一 警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）附則第二十七項

三十 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十四号）附則第四项

三 次に掲げる法律の規定中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

一 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十二条）附則第四条第三項

二 防衛厅設置法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十七号）附則第二条第一項

（障害に係る従前の給付の呼称等）

第八十一条 この法律の施行前の国家公務員共済組合法その他の法令の規定（これらの法令の改正（従前の改正を含む。）前後の規定及び廃止された法令の規定を含む。）により支給事由の生じた廢疾年金、廢疾一時金、廢疾給付及び特例廢疾年金は、この法律の施行後は、それぞれ障害年金、障害一時金、障害給付及び特例障害年金と称する。

2 この法律による改正後の法律の規定中の「障害年金」、「障害一時金」、「障害給付」又は「特例障害年金」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金、障害給付又は特例障害年金と称されるもので当該法律の規定に係るものとする。

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則

第三号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

二 二 五 終わり ある

九 二 ハ 本音 あろう

本省

る。

昭和五十七年四月十七日印刷

昭和五十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D